

東京都 食品安全 推進計画

令和8年度 - 令和12年度

 東京都



東京都食品安全推進計画の改定に当たって



食は、都民の健康と活力を支え、明日に向けた英気を養う、まさに生活の基盤であり、食品の安全確保は都政にとって非常に重要な課題です。

東京都は、平成16年に全国に先駆けて「東京都食品安全条例」を制定しました。翌平成17年には、条例に基づく「東京都食品安全推進計画」を策定し、以後、定期的な改定を重ねながら、食品の安全確保のための施策を推進しています。

新型コロナウイルス感染症の流行下で抑制傾向にあった食中毒発生件数は、収束後の社会経済活動の回復とともに元の状況に戻りつつあります。また、令和6年には、健康食品による深刻な健康被害が大きな社会問題になりました。さらに、大規模な首都直下地震の発生が懸念される中、被災後の生活を支える食品の安全対策について、万全の備えを講じる必要があります。

こうした認識の下、食の安全に関わる施策のさらなる充実・発展に向け、計画を改定し、今後5年間で東京都が取り組むべき施策を取りまとめました。

極めて変化の激しい時代の只中であって、「人」の力で明るい未来を切り拓く視点が求められる今だからこそ、都民一人ひとりがいきいきと輝き、活躍できる環境を、食の安全確保の観点から一層力強く支えていく必要があります。

東京都は、日進月歩で進化するデジタル技術も活用しつつ、都民や食品関係事業者など関係者の皆様と連携・協力しながら、この計画に基づき、必要な施策を着実に推進してまいります。

令和8年3月

東京都知事

小池百合子

目次

第1章 東京都食品安全推進計画の改定に当たっての考え方	
第1節 推進計画の基本的事項	4
第2節 食品の安全に係る課題と施策推進の方向性	6
第2章 食品の安全確保のための施策	
第1節 施策の体系化	15
第2節 基本施策	17
第3節 重点施策	33
第3章 推進計画に掲げる施策の実施に向けた考え方	
第1節 施策の推進体制	61
第2節 施策の実施と計画の見直し	62
資料編	
用語説明	65
東京都食品安全条例	82
東京都食品安全審議会規則	89

第1章

東京都食品安全推進計画

改定に当たっての考え方

第1節 推進計画の基本的事項

第2節 食品の安全に係る課題と施策推進の方向性

東京都（以下「都」という。）は、平成17年3月に食品安全推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、生産から消費に至る各段階で、関係各局の連携のもと、全庁横断的に食品の安全確保に関する施策を推進してきました。その後、原則として5年ごとに推進計画を改定し、食品安全をめぐる状況の変化に対応してきました。

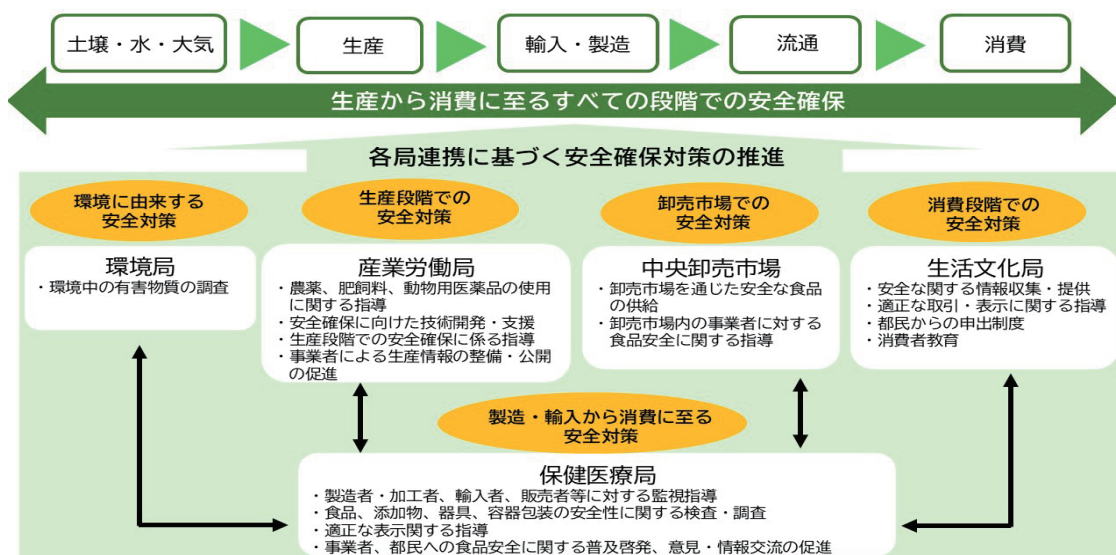


図1 都の食品安全確保の体系

また、推進計画に基づき、食品安全に関する施策を総合的に取り組むとともに、重点的に取り組むべき施策については、その進捗状況を毎年、東京都食品安全審議会¹に報告するなど、広く都民に公表し、施策を着実に推進してきました。

近年、全国的な新型コロナウイルス感染症²収束後の社会経済活動の回復に伴い食中毒発生件数は増加傾向にあり、その原因について、基本的な衛生管理の不備に起因することが示唆される事例が散見されるようになってきました。さらに、令和6年3月末には紅麴を含む健康食品によって全国的に健康被害³が発生するなど、食品の安全確保に関する施策の更なる充実が求められています。

以上の状況を踏まえ、東京都食品安全条例⁴の基本理念のもと、推進計画に基づき取り組んできた全庁的な施策の継続を基本としつつ、令和3年以降に生じた食品安全をめぐる課題を整理し、都における食品の安全確保に関する施策をより一層推進していくため、推進計画を改定します。

¹ 東京都食品安全審議会：75 ページ

³ 紅麴を含む健康食品による全国的な健康被害：80 ページ

² 新型コロナウイルス感染症：71 ページ

⁴ 東京都食品安全条例：75 ページ

第1節 推進計画の基本的事項

1 食品安全条例と推進計画の関係

食品安全条例第7条に基づき推進計画を策定しています。

東京都食品安全条例

第7条 知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都食品安全推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食品の安全の確保に関する施策の方向
- 二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する重要事項

2 推進計画の基本的視点

食品安全条例は、食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことを目的とし、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」及び「都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げています。

推進計画は、条例の目的と基本理念を踏まえ、食品安全をめぐる課題解決を図るための羅針盤です。

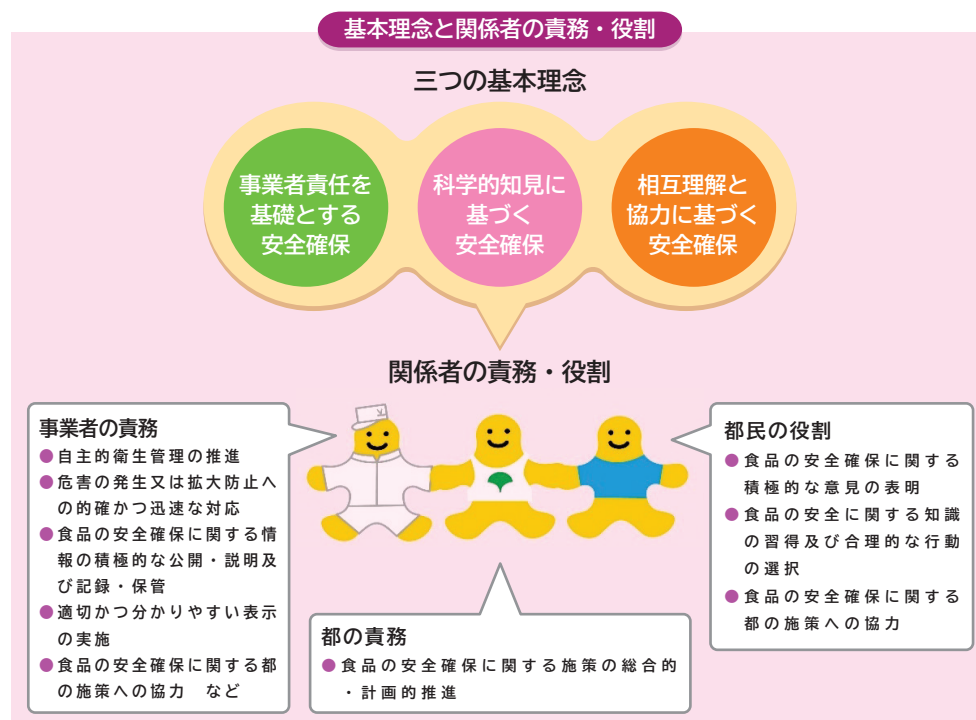


図2 食品安全条例の基本理念と関係者の責務・役割

3 推進計画の構成

推進計画は、食品安全条例の基本理念と計画に関する規定を踏まえ、次の三つの事項で構成します。

推進計画の構成

- 1 生産から消費に至る食品の安全確保施策の総合的な体系（基本施策）**
食品の生産から消費に至る各段階における食品の安全確保のための諸施策を継続的かつ着実に実施していく必要がある「基本施策」と位置づけ、体系化しました。
- 2 重点的に取り組むべき施策（重点施策）**
基本施策の中でも特に迅速かつ的確に取り組む必要のある課題へ対応するものを「重点施策」と位置づけ、具体的な取組内容を都民や事業者に明らかにすることで、関係者の協力を得ながら、施策のより効果的な推進を図っていきます。
- 3 推進計画に掲げる施策の実施に向けた考え方**
都民や事業者の意見を反映し、関係者の相互理解のもとに施策を効果的に実施するため、施策の推進体制と進行管理の方法を示します。

4 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

食品の「安全」と「安心」の考え方

食品の安全性についての評価は、科学的な根拠に基づくものであっても都民に必ずしも受け入れられるとは限りません。特に、食品に対する安心感は、個人の主観であり行政や事業者への信頼度などによっても影響を受けることがあります。

推進計画では、食品のリスク⁵が潜在することを前提に、最新の科学的知見に基づいた対策が講じられ、健康への悪影響の可能性が許容可能な水準までに抑えられている状態を「安全」という概念で整理します。

また、食品にリスクが存在することや、安全確保に向けた様々な取組がなされ、健康への悪影響の可能性が許容可能な水準に抑えられていることに関して、都民が十分に情報を得ることができ、不安や疑問が解消され、事業者や行政の取組に対して、多くの都民の信頼が醸成されている状況を「安心」という概念として整理します。

⁵ リスク：81 ページ

第2節 食品の安全に係る課題と施策推進の方向性

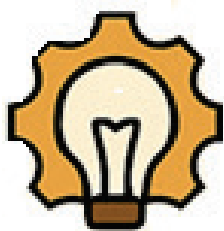
推進計画の改定に当たっては、食中毒予防対策、HACCP⁶への取組支援、輸入食品対策等、これまでの取組を継続する必要がある課題が多数存在することを基本としつつ、新たな課題への対応も勘案する必要があります。

これらのことを踏まえ、これまでの推進計画の体系である「3つの施策の柱と施策の基盤」を維持し、この体系の下で諸課題をあらためて整理し、今後の施策の方向性を決めました。

推進計画の体系

施策の柱1

食を取り巻く
環境の変化に
対応する自主的
な取組の推進



施策の柱2

情報収集や調査、
監視指導等に
基づく安全
対策の推進



施策の柱3

関係者による相互
理解と食の安全に
関する情報発信の
推進



施策の基盤

安全を確保する施策の基盤づくり



⁶ HACCP : 78 ページ

課題

- 食品の安全確保は、事業者の責務であり、健康被害の発生を未然に防止するためには、生産から消費に至る各段階で確実な安全対策がとられることが重要です。
- 農産物の安全確保は、生鮮食品としてだけでなく、農産物を原料として使用する加工食品の安全確保を図る上でも特に重要です。異物混入や農薬の不適切な使用などの食品安全に関するリスクのほか、農業を行ううえで発生する様々なリスクにも適切に対応し、農産物の安全性を高めるための取組が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い人流抑制策等が取られた結果、食中毒の発生件数の減少や、食品のテイクアウト・デリバリー⁷の普及が見られました。いわゆるアフターコロナにおいては、社会経済活動の活発化に伴い食中毒の発生件数が増加傾向に転じ、基本的衛生管理の不徹底に起因する事例が散見されるようになりました。また、テイクアウト・デリバリーは、社会に広く定着しています。
- 国際的なSDGs⁸の機運上昇に伴い、国は、食品ロスを半減させる目標を掲げ、その達成のために「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」⁹を令和6年12月に策定しました。飲食店等における食べ残しの持ち帰り増加による食中毒発生リスクの増大の可能性といった新たな課題が発生しています。
- 食品の安全確保のためには、食品の供給者である事業者が、自らGAP¹⁰やHACCPなどの安全管理を適切に実施し、食中毒等による健康被害の発生防止に向けた取組をより一層推進させることが必要です。

対応

- 農業者が国際水準に準拠した安全管理を適切に実施するため、新東京都GAP認証¹¹の普及を図ります。
- 食品等事業者が安全管理を適切に実施するため、HACCPに沿った衛生管理の着実な導入及び定着を図ります。
- 食べ残しの持ち帰りを実施する飲食店等の食中毒予防対策等、多様化する食提供に対応するため、事故発生防止に必要な対策の周知徹底等を図ります。

⁷ テイクアウト・デリバリー：73ページ

¹⁰ GAP：66ページ

⁸ SDGs：66ページ

¹¹ 新東京都GAP認証：71ページ

⁹ 食べ残し持ち帰り促進ガイドライン：72ページ

課題

- 都は、食品の安全に関する先行的調査を行い、最新の科学的知見を集積しています。また、国においても、厚生労働科学研究¹²により、最新の科学的知見が集積されています。このような調査研究の成果を正しく理解し、よりの確に食品の安全確保対策に繋げていくために、専門家による情報の分析・評価が必要です。
- 行政によるQOS¹³の向上や効率的な監視指導体制の実現のため、情報技術をより一層活用する必要があります。
- 我が国の食料自給率はカロリーベースで38%（令和5年度）であり、国内で消費される食料の多くを様々な国からの輸入に依存しています。東京は、輸入食品の流通の中枢であり、都における輸入食品の安全確保は、都内だけでなく国内全体の安全確保に繋がることから、輸入食品の対策が必要です。
- 令和6年3月の紅麴を含む健康食品による健康被害事例の発生を踏まえ、健康食品による健康被害の未然防止や拡大防止に向けた取組をより一層推進していく必要があります。
- 国において食品表示制度の見直しが進められている中、食品に対する安心・信頼を確保するためにも、事業者は表示制度の改正に的確に対応する必要があります。
- 広域・大規模に流通する食品による食中毒の発生時には、国、他自治体など多くの関係機関と連携し、被害拡大防止を図る必要があります。

¹² 厚生労働科学研究：67 ページ

¹³ QOS：66 ページ

対 応

- 東京都食品安全情報評価委員会¹⁴において、各種情報を分析・評価し、最新の科学的知見に基づいた対策を実施します。
- 生産から販売までの各段階における監視指導を効率的に実施するために、食品安全対策に係る監視指導のDX¹⁵を推進します。
- 輸入事業者の監視指導や輸入食品の検査など、輸入食品の安全対策を実施します。
- 健康食品による健康被害情報の収集体制の拡充や検査・分析体制の確保など、健康食品対策を強化します。
- 食品表示制度について、相談・監視指導、講習会等を通じて、食品表示制度の周知等を行うとともに、適正な食品表示を実施するための人材育成を推進します。
- 広域的・大規模な食中毒発生時に関係機関と連携し、迅速・的確に被害防止を図るために、大規模食中毒を想定した訓練の実施や広域連携協議会¹⁶等の活用により、平時から関係機関の連携体制の確保を図ります。

¹⁴ 東京都食品安全情報評価委員会：74 ページ

¹⁵ DX：73 ページ

¹⁶ 広域連携協議会：67 ページ

課題

- 令和4年の実態調査¹⁷において都民や事業者に加熱不十分な食肉のリスクに関する理解が十分に浸透していない可能性が明らかになりました。食品の安全確保のため、都民、事業者及び行政によるリスクコミュニケーション¹⁸を一層活発に行う必要があります。
- 食物アレルギー¹⁹は、アナフィラキシーショック²⁰を引き起こすこともあるなど、健康へのリスクは高いものです。発症時の対応やアレルゲン²¹の適切な表示、アレルギー物質の混入防止など、様々な取組が必要であり、総合的に対策を進める必要があります。

対応

- 都民、事業者及び行政間の情報や意見交換を一層推進していきます。
- 食物アレルギー対策について、関係各局が連携し、関係者の理解と協力を得ながら対策を進めていきます。

¹⁷ 実態調査：68 ページ

¹⁸ リスクコミュニケーション：81 ページ

¹⁹ 食物アレルギー：71 ページ

²⁰ アナフィラキシーショック：65 ページ

²¹ アレルゲン：65 ページ

課題

- 政府地震調査研究推進本部²²によると、今後30年以内に70%の確率で、M7クラスの首都直下地震が発生すると予測されています。また、東京都防災会議²³が令和4年5月にとりまとめた「首都直下地震等による東京の被害想定²⁴」によると、M7クラスの首都直下地震が発生した場合、最大で上水道の断水率が約26%、復旧が概ね完了するのは約17日後になると想定されています。災害発生時の限られたインフラ環境において、食中毒予防対策を図ることができる人材の確保が必要です。

対応

- 災害時における食中毒予防対策にあたる職員向けのマニュアルを整備し、訓練を実施することで、災害発生時に迅速・適切に食品衛生対策を実行できる人材の育成を推進します。災害発生時の限られたインフラ環境において、食中毒予防対策を図ることができる人材を確保します。

²² 政府地震調査研究推進本部：71 ページ

²³ 東京都防災会議：76 ページ

²⁴ 首都直下地震等による東京の被害想定：68 ページ

第2章

食品の安全確保のための施策

第1節 施策の体系化

第2節 基本施策

第3節 重点施策

第1節 施策の体系化

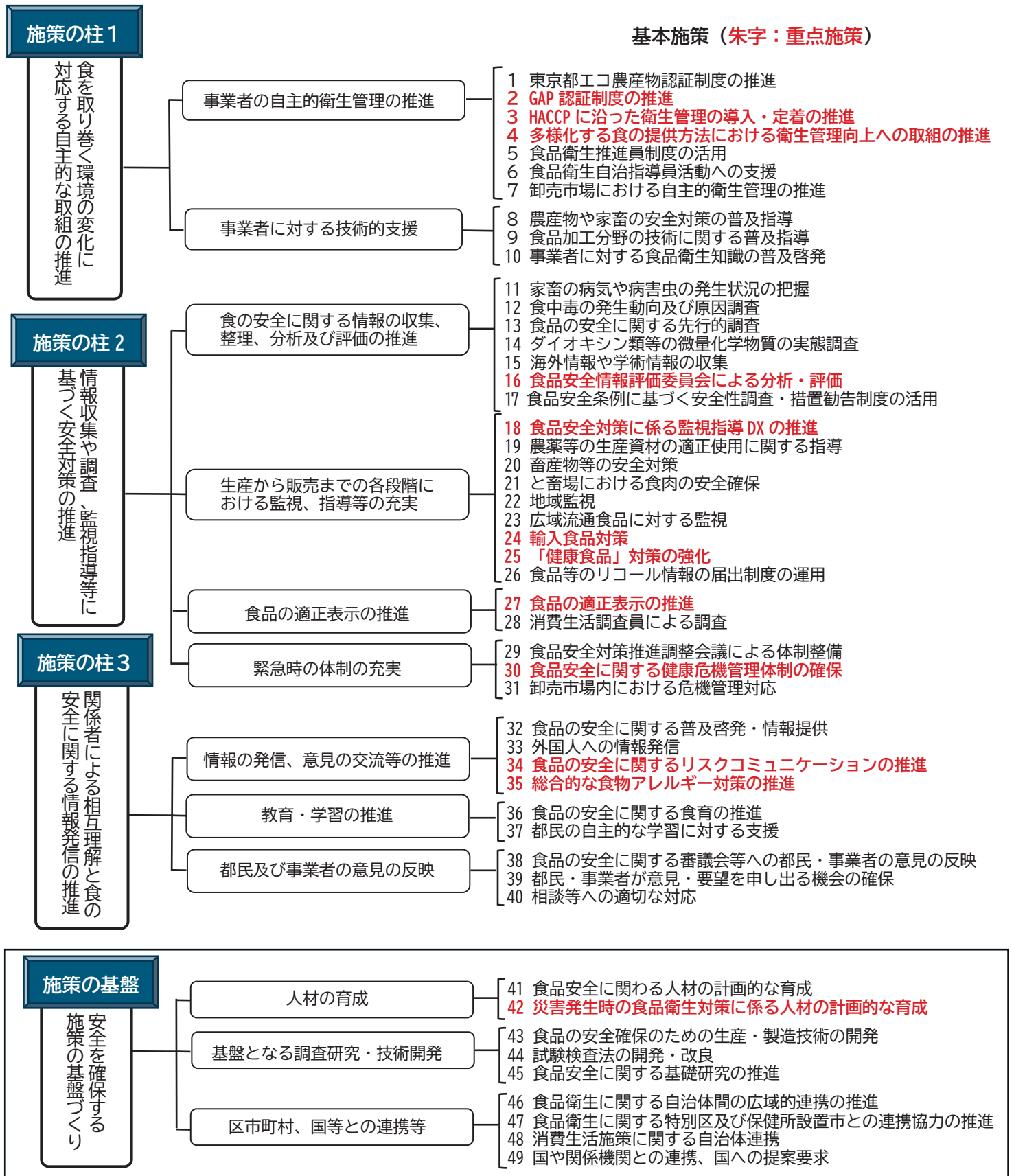
第1章において、推進計画の基本的視点に基づき「3つの施策の柱と施策の基盤」を位置付け、この体系の下で諸課題をあらためて整理することとしました。

この方向性を踏まえ、推進計画を総合的に実施するため、施策を体系化し、今後進めるべき都の取組の全体像を都民に分かりやすく示すことが重要です。

3つの「施策の柱」及び「施策の基盤」の基で、生産から消費に至る各段階で、都の関係各局が推進する食品安全確保施策を「基本施策」として整理し、「基本施策」を関係各局が連携して着実に実施することにより、食品の安全確保を図っていきます。

「都における食品安全確保の総合的な体系」を次ページに示すとともに、「基本施策」及び「重点施策」の詳細をそれぞれ第2節及び第3節に示しました。

都における食品安全確保施策の総合的な体系



第2節 基本施策

食品の生産から消費に至る各段階における食品の安全確保のための諸施策を、以下のとおり取りまとめました。

施策の柱1 食を取り巻く環境の変化に対応する自主的な取組の推進

事業者の自主的衛生管理の推進

食品の生産から販売に至る各段階で、食品の安全確保に向けた、事業者の自主的な取組を一層促進するための施策

01 東京都エコ農産物認証制度²⁵の推進（産業労働局）

- 都心部において東京都エコ農産物等の情報発信及びPR販売を実施します。また、認証者への生産及び販売の支援を強化します。

02 GAP認証制度の推進（産業労働局）【重点施策1】

- GAPセミナーの開催や認証取得・維持に向けた環境整備の支援等により、生産者におけるGAPの取組を推進するとともに、PR冊子、ホームページなどにより消費者の認知度向上を図ります。
- GAP認証農産物の小売店における販売、農園ツアーの開催などによりGAP認証農産物の流通拡大を支援します。

03 HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進（保健医療局）【重点施策2】

- HACCPに沿った衛生管理について、食品等事業者に対する導入支援及び定着支援を行います。
- HACCPに沿った衛生管理の定着を効果的に進めるための人材育成を行います。

²⁵ 東京都エコ農産物認証制度：73 ページ

04 多様化する食の提供方法における衛生管理向上への取組の推進

(保健医療局)【重点施策3】

- 子ども食堂²⁶等のボランティア給食に対する衛生管理に関する助言を行います。
- テイクアウト・デリバリーや食べ残しの持ち帰りを実施する飲食店等に対して、衛生的な取扱い等に関する情報提供や監視指導を行います。

05 食品衛生推進員²⁷制度の活用（保健医療局）

- 食品衛生推進員に対して、講習会を開催するなど最新の情報を提供します。
- 保健所等が実施する普及啓発活動への協力や巡回指導などにより、地域の衛生水準の向上を図ります。

06 食品衛生自治指導員²⁸活動への支援（保健医療局）

- 事業者団体が実施している食品衛生自治指導員の巡回指導活動による事業者への指導・助言が、より適切に行われるよう、自治指導員に対する衛生教育などの支援を行います。

07 卸売市場における自主的衛生管理の推進（中央卸売市場）

- 市場内における食の安全確保に関する取組の推進者として設置した安全・品質管理者²⁹を活用し、法違反品や自主回収品など食の安全に係る情報を各市場に確実に周知します。
- 安全・品質管理者に対する研修や情報伝達訓練などを実施し、市場関係者の衛生意識の向上を図ります。
- 品質・衛生管理マニュアル³⁰を活用し、HACCPに沿った衛生管理の推進を図ります。

²⁶ 子ども食堂：67 ページ

²⁹ 安全・品質管理者：65 ページ

²⁷ 食品衛生推進員：70 ページ

³⁰ 品質・衛生管理マニュアル：79 ページ

²⁸ 食品衛生自治指導員：69 ページ

事業者に対する技術的支援

事業者に対して、食品の生産・加工技術や、法令に関する情報提供等を行うことにより、食品の安全確保の技術水準向上を図るための施策

08 農産物や家畜の安全対策の普及指導（産業労働局）

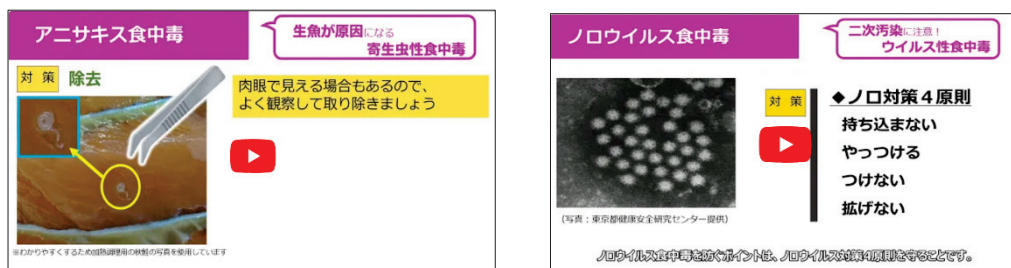
- 講習会やセミナーの開催により農産物の安全対策の普及を図ります。
- 国内外の家畜の伝染性疾病情報や家畜の衛生管理に関する情報を掲載した広報誌などにより情報提供を実施します。

09 食品加工分野の技術に関する普及指導（産業労働局）

- 食品加工等に関する技術相談、依頼試験、機器利用、技術セミナー・講習会などの各種支援や研究成果発表などの情報発信により、食品の安全確保のための技術水準の向上を図ります。

10 事業者に対する食品衛生知識の普及啓発（保健医療局）

- 食品等事業者や食品衛生責任者³¹などに対して、衛生講習会の開催やWebコンテンツの提供などにより食品衛生に関する最新の知識を付与します。



食品衛生に関する普及啓発動画

³¹ 食品衛生責任者：70 ページ

食の安全に関する情報の収集、整理、分析及び評価の推進

食品の安全に関する様々な情報を幅広く収集し、その結果を監視指導に生かすなど、健康被害を未然に防止する施策

11 家畜の病気や病害虫の発生状況の把握（産業労働局）

- 家畜伝染病の診断や各種家畜疾病の原因究明のための臨床検査やウイルス、細菌、病理、生化学等の専門的な検査を実施します。
- 良質で安全な農産物の安定生産を支援するため、病害虫の発生時期や発生量などの変動について、予察灯などを利用した調査を実施し、発生予察情報を作成・提供します。

12 食中毒の発生動向及び原因調査（保健医療局）

- 腸管出血性大腸菌³²及びサルモネラ³³の散発患者や無症状病原体保有者³⁴の調査等、散発型集団発生食中毒³⁵の早期発見や発生原因究明などのため、保菌者検索事業³⁶を実施します。
- ノロウイルスについて、無症状病原体保有者に対して感染原因や体内からの消長についての調査を実施します。
- 保健所を設置する自治体である特別区、八王子市及び町田市との連携を推進し、食中毒事件の調査結果及び関連情報の収集、解析に努め、食中毒による健康被害の未然防止・拡大防止を図ります。

13 食品の安全に関する先行的調査（保健医療局）

- 国内外の最新情報を広く収集、整理することにより、課題を発掘し、先行的な実態調査や効果的な監視手法の検討を実施します。
- ホームページ等により調査結果を公表します。

³² 腸管出血性大腸菌：73 ページ

³³ サルモネラ：67 ページ

³⁴ 無症状病原体保有者：80 ページ

³⁵ 散発型集団発生食中毒：68 ページ

³⁶ 保菌者検索事業：80 ページ

14 ダイオキシン類³⁷等の微量化学物質の実態調査（保健医療局、環境局）

- 実態調査を継続的に実施し、調査結果について、東京都環境保健対策専門委員会化学物質保健対策分科会において評価を行います。
 - 東京都湾産魚介類を対象としたダイオキシン類等の含有量調査
 - 水銀やPCB³⁸などの有害化学物質の魚介類等の汚染実態調査
 - トータルダイエツスタディ³⁹による食事由来の化学物質等摂取量推計調査

15 海外情報や学術情報の収集（保健医療局）

- インターネット、海外の専門誌、各種学会誌等を定期的に調査し、海外の食品等の事件・事故や学会における研究発表など食品の安全に関する最新の情報を収集します。

16 食品安全情報評価委員会による分析・評価（保健医療局）【重点施策4】

- 学識経験者と都民で構成される食品安全情報評価委員会において、各種の調査で得られた情報の分析・評価を実施します。
- 評価結果を踏まえ、ホームページやSNS等により効果的な情報発信を実施します。

17 食品安全条例に基づく安全性調査・措置勧告制度⁴⁰の活用（保健医療局）

- 規格基準⁴¹が定められていないなど、法で対応することが困難な食品等について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要と判断される場合には、食品安全条例に基づき、安全性調査を実施します。
- 調査の結果、改善等が必要と判断される場合には、事業者へ措置の実施について勧告し、公表します。
- 措置・勧告に当たっては、あらかじめ食品安全情報評価委員会に意見を求めます。

³⁷ ダイオキシン類：72 ページ

⁴⁰ 安全性調査・措置勧告制度：73 ページ

³⁸ PCB：78 ページ

⁴¹ 規格基準：66 ページ

³⁹ トータルダイエツスタディ：76 ページ

生産から販売までの各段階における監視、指導等の充実

食品の生産から販売に至るすべての段階を網羅した監視指導や検査を通じて、食品の安全確保を推進していく施策

18 食品安全対策に係る監視指導DXの推進（保健医療局、産業労働局）

【重点施策5】

- 食品等事業者に対する監視指導において、必要な情報をクラウド上で管理し、現場からタブレット端末を通じて安全に閲覧・記録するほか、同端末を用いて職員間の情報連携を円滑に行うなど、効率的な監視指導を実施します。
- 農業改良普及指導において、タブレット端末や指導記録システムを活用することで、農業者とのコミュニケーションの円滑化や精度の高い病虫害防除の診断等、効率的な指導を実施します。

19 農薬等の生産資材の適正使用に関する指導（産業労働局）

- 農薬販売所⁴²への立入調査や指導、リーフレットを使用した普及啓発を実施します。
- 東京都農薬管理指導士⁴³の認定事業を通じて、農薬取扱者の資質向上を図ります。
- 普及指導員⁴⁴の巡回指導や相談などにより、農業者の生産技術等の向上を図ります。

20 畜産物等の安全対策（産業労働局）

- 東京都飼養衛生管理指導等計画⁴⁵に基づき、家畜所有者等に対し、家畜ごとに定められた飼養衛生管理基準の内容の普及、疾病の発生状況などを踏まえた指導を行います。
- 死亡牛・起立不能牛等の牛海綿状脳症（BSE）⁴⁶検査や豚熱⁴⁷感染予防のために飼育豚への豚熱ワクチン接種及び野生イノシシの経口ワクチン散布を行います。
- 養殖魚の衛生管理指導や養殖場の調査監視等を実施します。

⁴² 農薬販売所：78 ページ

⁴³ 東京都農薬管理指導士：75 ページ

⁴⁴ 普及指導員：79 ページ

⁴⁵ 東京都飼養衛生管理指導等計画：74 ページ

⁴⁶ 牛海綿状脳症（BSE）：65 ページ

⁴⁷ 豚熱：79 ページ

21 と畜場における食肉の安全確保（保健医療局、中央卸売市場）

- と畜場において、食用となる牛豚等について、生きている段階から枝肉までのそれぞれの段階で、と畜検査員⁴⁸が1頭ごとに検査し、疾病や異常のある牛豚等やその肉を排除します。
- HACCPに基づく衛生的なと畜解体作業の実施や、と畜場及び市場内食品等事業者に対する衛生指導・助言、施設の改善指導等を通して、食肉の安全確保を図ります。

22 地域監視（保健医療局）

- 保健所において、地域の食品関係営業施設等に対し、食品の取扱いなど、衛生管理に関する監視指導を実施します。
- 食品に関する苦情や食中毒が疑われる事例の発生時に原因調査を行い、必要に応じて原因施設に対する行政措置や再発防止策の指導を行います。

23 広域流通食品に対する監視（保健医療局）

- 都内に広く流通する食品の安全を確保するため、大規模製造業や輸入業、卸売市場、倉庫業など製造・流通の拠点となる施設等の監視指導を実施します。
- 重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合には都区市が連携して都内全域を対象に緊急監視を実施します。



給食施設における監視指導

⁴⁸ と畜検査員：78 ページ

24 輸入食品対策（保健医療局）【重点施策6】

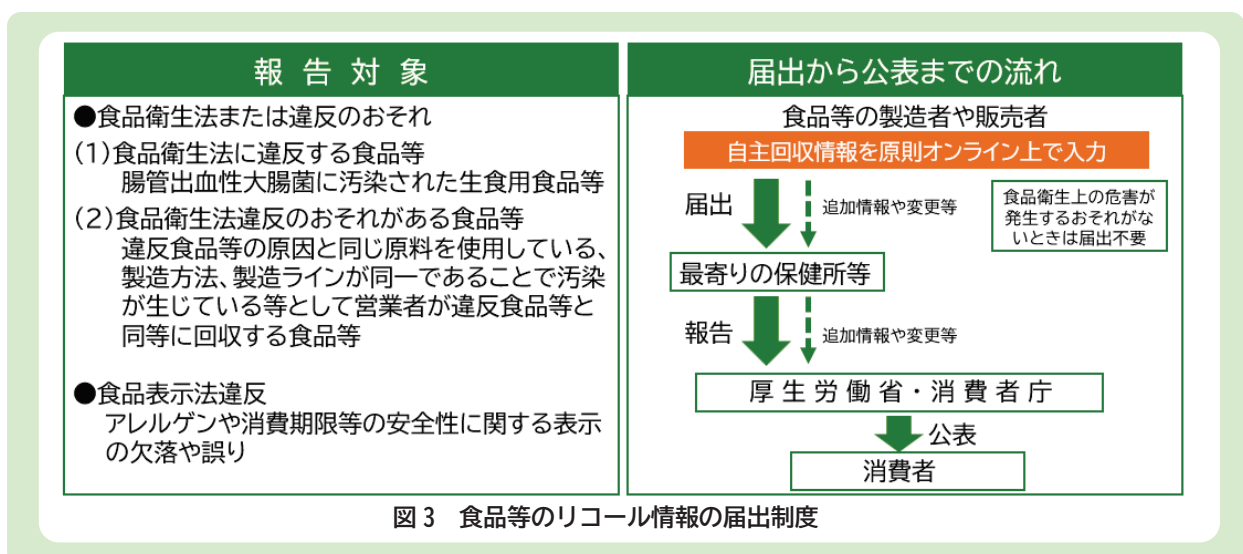
- 健康安全研究センターの輸入食品専門監視班を中心に、輸入業や倉庫業に対する監視指導や輸入食品の残留農薬等の検査を実施します。
- 輸入事業者の自主管理を推進するため、厚生労働省が示した「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）⁴⁹」を活用し、輸入事業者が海外の供給先に対し、食品の製造・加工・保管・輸送などの各段階における衛生管理の確認を適切に実施できるよう指導を行います。

25 「健康食品」対策の強化（保健医療局、生活文化局）【重点施策7】

- 東京都医師会や東京都薬剤師会等と連携した健康食品による健康被害が疑われる情報の収集体制を拡充します。
- 健康食品による健康被害の発生に備えた検査・分析体制を整備します。
- パンフレットやホームページ、SNS等を活用し「健康食品」の正しい使い方などに関する普及啓発を強化します。
- 健康への悪影響の未然防止の観点から、市販されている「健康食品」を購入し、表示や医薬品成分等の検査を実施します。
- 健康食品を取扱う事業者を対象に、表示・広告及び販売方法等の適正化を図ることを目的に講習会を開催します。

26 食品等のリコール情報の届出制度の運用（保健医療局）

- 食品衛生法及び食品表示法に基づく「食品等のリコール情報の届出制度」について、国と連携しながら適切に運用していきます。



⁴⁹ 輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）：80 ページ

食品の適正表示の推進

法令に基づく表示の指導を徹底するとともに、都民との協働による適正な食品表示の推進を図る施策

27 食品の適正表示の推進（保健医療局、生活文化局）【重点施策8】

- 関係機関と連携し、食品表示法等の各法令・条例に基づく食品表示の周知や指導を実施します。
- 製造業等の事業者を対象に適正な食品表示を推進する核となる人材を育成します。

28 消費生活調査員⁵⁰による調査（生活文化局、保健医療局）

- 消費生活調査員が、消費者の視点から都内の小売店等で販売されている食品の表示調査を実施し、その結果を踏まえ都が必要な指導を行うなど、都民との協働による適正表示の推進を図ります。

東京都消費生活調査員

- 都民の方々と協働で、食品をはじめとする商品やサービスの表示、計量などについて調査

食品表示調査

店舗に出向き、調査対象の食品の名称や原産地等の項目が適正に表示されているかを調査(店舗調査)

【調査例】農産物の名称及び原産地等の表示状況の実態調査

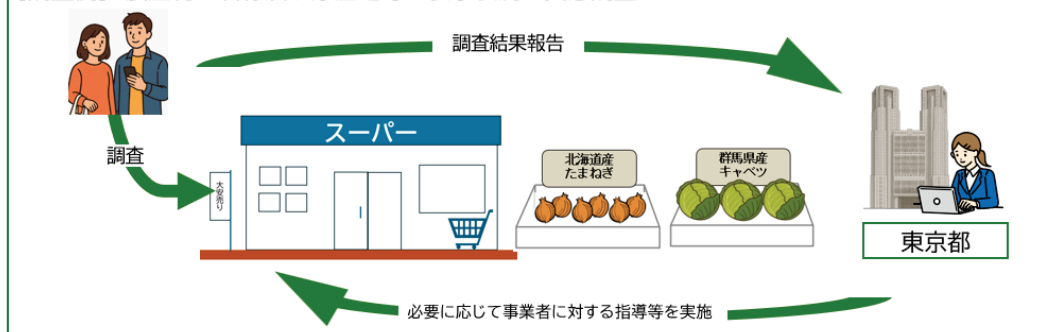


図4 東京都消費生活調査員調査

⁵⁰ 消費生活調査員：68 ページ

緊急時の体制の充実

緊急時においても関係者の連携を迅速かつ的確に図り、危機管理対応を適切に実施するための施策

29 食品安全対策推進調整会議⁵¹による体制整備（各局）

- 緊急時には、庁内の各局連携組織である「食品安全対策推進調整会議」の議長が「緊急連絡会議」を招集し、対策を検討します。
- 緊急時の「食品安全対策推進調整会議」を円滑に運営するため、「食品安全対策推進調整会議幹事会」を毎年度開催し、平時から関係各局間の連携体制を確保します。

30 食品安全に関する健康危機管理体制の確保（保健医療局）【重点施策9】

- 健康危機管理に関する事件発生時に備え、国や関係自治体間の緊急連絡網を整備するとともに、広域連携協議会等により事件発生時の対応方法や関係機関の連絡・連携体制を確保します。
- 東京都や特別区、保健所設置市の食品衛生監視員⁵²を対象に大規模食中毒の発生を想定した訓練を実施し、緊急時の対応能力の向上を図ります。

31 卸売市場内における危機管理対応（中央卸売市場）

- 卸売市場における食品に関する事件・事故に際して「食品危害対策マニュアル⁵³」に基づき、迅速かつ的確に対応します。

⁵¹ 食品安全対策推進調整会議：69 ページ

⁵² 食品衛生監視員：69 ページ

⁵³ 食品危害対策マニュアル：70 ページ

情報の発信、意見の交流等の推進

都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく、安全確保対策を推進するための施策

32 食品の安全に関する普及啓発・情報提供（各局）

- 普及啓発資材、各局のホームページ、SNS、報道機関への公表など様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者に提供します。

33 外国人への情報発信（保健医療局）

- ホームページ等を活用し、訪都外国人や都内で働く外国人従事者に対し、我が国の衛生管理に係る制度等の理解を促すことにより、保健所等の調査や指導が円滑に実施できるよう、食品安全に関する情報発信を行います。

34 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進（各局）【重点施策 10】

- 関係者による意見交換の場の充実を図り、消費者、事業者、行政など多くの関係者の間で、食中毒等食品の安全に関する様々なテーマについて情報や意見の交流を推進し、相互理解を図ります。

35 総合的な食物アレルギー対策の推進（保健医療局、教育庁）【重点施策 11】

- 食品の製造や調理を行う施設に対して、意図しないアレルゲンの混入防止のための技術指導や注意喚起表示を含む適正表示を行うための指導を行います。
- 飲食店が利用客に対してアレルギー物質等の情報提供が適切に行えるよう飲食店の取組を支援します。
- 学校・保育所等において食物アレルギーを持つ子供の日常生活管理や症状が出現した際の緊急時対応などの研修を行います。

教育・学習の推進

都民が情報を必要とするときに、正確な情報を入手できる環境の整備に関する施策

36 食品の安全に関する食育の推進（産業労働局ほか）

- 東京都食育推進計画⁵⁴の取組を着実に推進し、学校教育や食育体験など食品の安全に関する教育・学習の機会を提供します。

37 都民の自主的な学習に対する支援（各局）

- 食品の安全に対する都民の意識の向上を図るため、都民が自主的に学習する際の各種教材や学習する場を提供します。

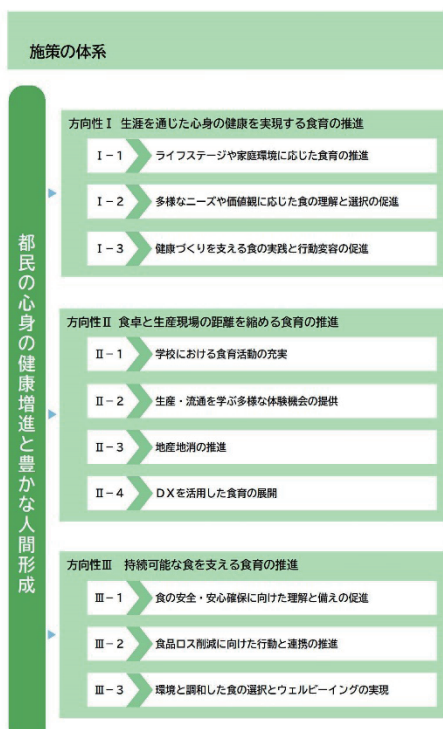


図5 東京都食育推進計画の体系



東京産水産物の調理講習会



地域密着した食農教育

食育ピクトグラム

農林水産省が作成した、子どもから大人まで誰でも分かりやすく発信するため、食育の取組の中から代表的なものを絵文字で表現したものです。



⁵⁴ 東京都食育推進計画：74 ページ

都民及び事業者の意見の反映

関係者の理解と協力に基づく安全確保を進めるために、科学的な評価のもと、都民や事業者の意見を踏まえた食品の安全確保対策を実施するための施策

38 食品の安全に関する審議会等への都民・事業者の意見の反映（保健医療局）

- 食品安全審議会や各保健所の地域保健医療協議会⁵⁵、食品衛生推進会議⁵⁶等で食品の安全確保に関する施策について、都民や事業者の意見等を踏まえた審議を実施します。
- 計画の策定等にあたり、パブリックコメントを実施し、より多くの都民・事業者の意見反映を図ります。

39 都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保（各局）

- 東京都消費生活条例に基づく「申出」⁵⁷の中で、食品の安全に関する内容について適切な調査を行い、必要に応じて施策に反映します。
- 全庁的な広聴事業を通して、都民から寄せられた都政に関する提言、意見・要望等について、各局において検討するとともに、その回答などを通じて、都民の理解と協力の推進を図ります。

40 相談等への適切な対応（各局）

- 保健所や東京都消費生活総合センター⁵⁸に都民から寄せられる苦情や相談等について、関係機関と連携し適切に調査を実施します。
- 調査結果やトラブルの内容を都民に分かりやすく説明するなど、都民の理解と協力の推進を図ります。

⁵⁵ 地域保健医療協議会：72 ページ

⁵⁶ 食品衛生推進会議：70 ページ

⁵⁷ 東京都消費生活条例に基づく「申出」：74 ページ

⁵⁸ 東京都消費生活総合センター：74 ページ

人材の育成

食品安全に関する新たな課題に適切に対応するために、食品の安全対策に関する知識、技術等を持った人材を育成するための施策

41 食品安全に関わる人材の計画的な育成（保健医療局）

- 食品衛生監視員をはじめとする食品安全に関わる人材に対し、最新の知識や技術などに関する情報を付与する技術講習会や専門研修を実施するほか、外部で行われる各種研修会等へ派遣するなど、資質の向上を図ります。

42 災害発生時の食品衛生対策に係る人材の計画的な育成（保健医療局）

【重点施策 12】

- 食品衛生監視員が災害発生時に食品衛生対策を実行するための具体的な対応マニュアルを作成します。また、発災時において、対応マニュアルを活用して食品衛生対策を実行できる人材を育成します。



食品安全に関わる人材育成のための研修

基盤となる調査研究・技術開発

検査分析法の開発など食品の安全確保対策の基礎となる研究・技術開発を推進するための施策

43 食品の安全確保のための生産・製造技術の開発（産業労働局）

- 東京都農林総合研究センター⁵⁹において残留農薬低減など、食品安全に係る生産技術の開発に関する研究を推進します。
- 東京都立産業技術研究センター⁶⁰において、食品技術と工業技術の相乗により、フードテック⁶¹など成長が見込まれる開発分野における中小企業の新製品・新技術開発を促進します。

44 試験検査法の開発・改良（保健医療局）

- 検査法が確立されていない物質について分析方法を開発するなど、試験検査法の開発・改良を実施します。
- 試験検査の適切な精度管理を行い、検査結果の信頼性を確保します。

45 食品安全に関する基礎研究の推進（保健医療局）

- 健康安全研究センターにおいて、研究を推進し、その成果について、学会発表等を通じて広く公表するとともに、必要に応じて安全確保施策へ反映します。



農林総合研究センター



都立産業技術研究センター



健康安全研究センター

⁵⁹ 東京都農林総合研究センター：76 ページ

⁶⁰ 東京都立産業技術研究センター：76 ページ

⁶¹ フードテック：79 ページ

区市町村、国等との連携等

他自治体や国などの関係機関と定期的な情報交換を行うことにより、広域的な連携を強化するための施策

46 食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進（保健医療局）

- 全国食品衛生主管課長連絡協議会⁶²や全国食肉衛生検査所協議会⁶³、全国市場食品衛生検査所協議会⁶⁴などの組織を活用し、食品衛生に関する定期的な情報交換等を実施します。

47 食品衛生に関する特別区及び保健所設置市との連携協力の推進（保健医療局）

- 特別区、八王子市及び町田市との関係において、都区協議及び都市協議に基づく連携協力体制⁶⁵を維持し、製造、販売段階における食品の安全確保対策について、都区市一体となった取組を推進する。

48 消費生活施策に関する自治体連携（生活文化局）

- 消費生活に関する施策の相互の緊密な連携を確保するため、全国や区市町村の消費者行政担当課長会などの組織を活用し、定期的な情報交換等を実施します。

49 国や関係機関との連携、国への提案要求（保健医療局）

- 食品に係る違反処理等において、国や関係機関との情報交換を密に行い、適切な対応を図ります。
- 食品の規格基準の設定や輸入食品対策の充実強化、表示制度等について、必要に応じて国への提案要求を行います。

⁶² 全国食品衛生主管課長連絡協議会：71 ページ

⁶³ 全国食肉衛生検査所協議会：72 ページ

⁶⁴ 全国市場食品衛生検査所協議会：71 ページ

⁶⁵ 都区協議及び都市協議に基づく連携協力体制：77 ページ

第3節 重点施策

1 重点施策の選定の考え方

食品の安全確保のためには、「基本施策」を着実かつ継続的に実施していくことが求められます。

同時に第1章第2節で示した食品の安全確保に関する現在の課題については、特に重点的に取り組む必要があります。これらの課題に対応するための施策を基本施策の中から選定し、「重点施策」と位置づけました。

重点施策一覧

- 01 GAP 認証制度の推進
- 02 HACCP に沿った衛生管理の導入・定着の推進
- 03 多様化する食の提供方法における衛生管理向上への取組の推進
- 04 食品安全情報評価委員会による分析・評価
- 05 食品安全対策に係る監視指導DXの推進 **NEW**
- 06 輸入食品対策
- 07 「健康食品」対策の強化
- 08 食品の適正表示の推進
- 09 食品安全に関する健康危機管理体制の確保
- 10 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進
- 11 総合的な食物アレルギー対策の推進
- 12 災害発生時の食品衛生対策に係る人材の計画的な育成 **NEW**

G A P 認証制度の推進

食の安全・安心の確保のためには、食品流通の出発点である生産段階において、生産工程管理を促進する取組が重要です。

農産物の生産段階のリスクとして、異物混入や農薬の不適切な使用など食品安全に関するリスクのほか、環境保全や労働安全など様々なリスクが存在しています。生産上の危害をあらかじめ特定し、それらに対する対応策を確実に実行することで、リスクを低減し、より安全性の高い農産物の生産が可能となります。

また、SDGs への世界的な関心が高まる中、環境保全や人権保護等への配慮が重要な行動規範として浸透していることを踏まえると、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野から構成される「国際水準GAPガイドライン⁶⁶」に準拠したGAP認証の推進が必要です。

さらに、消費者がより安心して農産物を購入することができるようにするため、認証制度のPRと認証を受けた農産物の流通を拡大することにより、国際水準に対応した新東京都GAPの取組を推進します。



図6 新東京都GAP認証制度 5つの柱

⁶⁶ 国際水準GAPガイドライン：67 ページ

新東京都GAP認証取得及び維持の支援

- 農業者が新東京都GAP管理点及び管理基準解説書をわかりやすく理解するためのハンドブックの作成・配布やセミナーの開催、認証取得・維持に向けた環境整備の支援等により、生産者におけるGAPの取組を推進します。



セミナーの様子



農業者向けハンドブック

消費者へのPR

- 新東京都GAP認証制度及び認証農産物について、ホームページやPR冊子、販売イベントなどを活用し、消費者の認知度向上を図ります。



ホームページ「とうきょうの恵み TOKYO GROWN」

認証農産物の流通拡大の支援

- GAP認証農産物の小売店での販売促進や、消費者等が生産現場を体験できる農園ツアーの開催などを通じて、認証農産物の魅力を広く発信し、流通の拡大を積極的に支援します。



商談会・見学会

Priority Measures 02

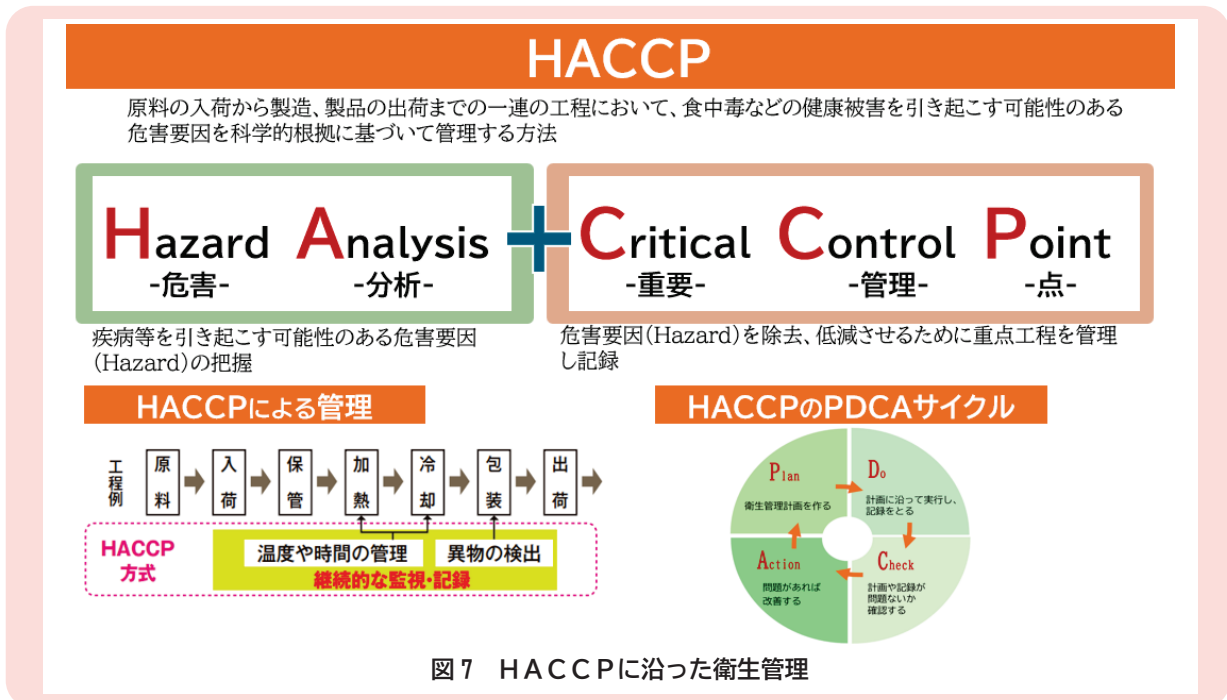
HACCPに沿った衛生管理の導入・定着

食品衛生法では、全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理が義務付けられています。

新型コロナウイルスの感染症流行の影響により、飲食店の営業時間短縮等の対応が取られる中、食中毒の発生件数は減少しましたが、アフターコロナにおける社会活動の回復に伴い食中毒の発生件数が増加に転じていることから、あらためて、飲食店等における衛生管理の徹底が求められています。食中毒等の危害を未然に防ぐために、食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を導入できるよう支援します。

また、HACCPに沿った衛生管理は、PDCAサイクル⁶⁷を回しながら継続的に取り組むことで、より効果を発揮します。既にHACCPに沿った衛生管理を実施している食品等事業者がその取組を着実に継続できるよう支援します。

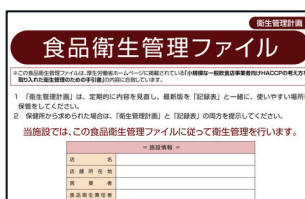
さらに、HACCPに沿った衛生管理の定着を効果的に進めるため、人材の育成を行っていきます。



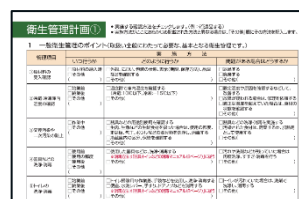
⁶⁷ PDCAサイクル：79 ページ

新規事業者のHACCP導入支援

- 衛生管理計画の作成・記録を補助する「食品衛生監視ファイル」の提供や窓口相談の設置などにより、新規事業者が速やかにHACCPに沿った衛生管理を導入できるよう支援します。



食品衛生管理ファイル「衛生管理計画」



食品衛生管理ファイル「記録表」

事業者のHACCP定着に向けた支援

- 各種支援資材をホームページに掲載するなど、事業者のHACCPに沿った衛生管理の定着に向けて支援します。

事業者のHACCPのレベルアップに向けた支援

- 施設の取組事例を紹介するシンポジウムを開催し、事業者のHACCPのレベルアップに向けた支援を実施します。



シンポジウム

事業者の人材育成の支援

- HACCPに関する知識やノウハウの取得を目的とした講習会を開催し、事業者のHACCPに沿った衛生管理が円滑に運用するための核となる人材を育成します。

監視員の計画的な育成

- 事業者のHACCP支援を効果的に行うために、食品衛生監視員向けの専門研修の実施や外部研修に派遣するなど、食品衛生監視員を計画的に育成します。

多様化する食の提供方法における 衛生管理向上への取組の推進

子ども食堂や小規模な児童福祉施設など、食品衛生法による許可や届出を要しない施設は増加傾向にあります。このような施設であっても、食中毒の発生リスクはこれら以外の施設と何ら変わらないことを踏まえ、これらの施設における衛生管理水準を確保するための取組を推進します。

テイクアウト・デリバリーは、新型コロナウイルス感染症の大流行を契機として定着した比較的新しい食の提供方法です。このような新たな方法に特化した衛生管理の普及に取り組んでいきます。

平成27年9月に国連の持続可能な開発サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標である「持続可能な開発目標」、いわゆるSDGsにおいて、食料廃棄の減少に関する目標が設定されました。我が国においても、2030年度までに2000年度比で食品ロス量を半減させるという目標が設定され、令和6年12月に「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」が策定されました。今後、食べ残しの持ち帰りを実施する飲食店が増加することが考えられるため、このような取組に伴い発生が懸念される食中毒の防止を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



Priority Measures 04

食品安全情報評価委員会による分析・評価

食品による健康への悪影響を未然に防止するためには、まず都自らが食品の安全に関する情報を継続的に収集・分析し、科学的知見に基づき評価した上で、その結果を速やかに施策へ反映させることや、これらの経過を分かりやすく都民に提供することが求められます。

このため、都は、学術情報や海外情報など、食品の安全に関する情報を広く積極的に収集し、得られた情報の信頼性や都民に対する情報提供の必要性等について、知事の附属機関である食品安全情報評価委員会の分析・評価を経て、より分かりやすく的確かつ効率的に都民等に情報を発信していきます。

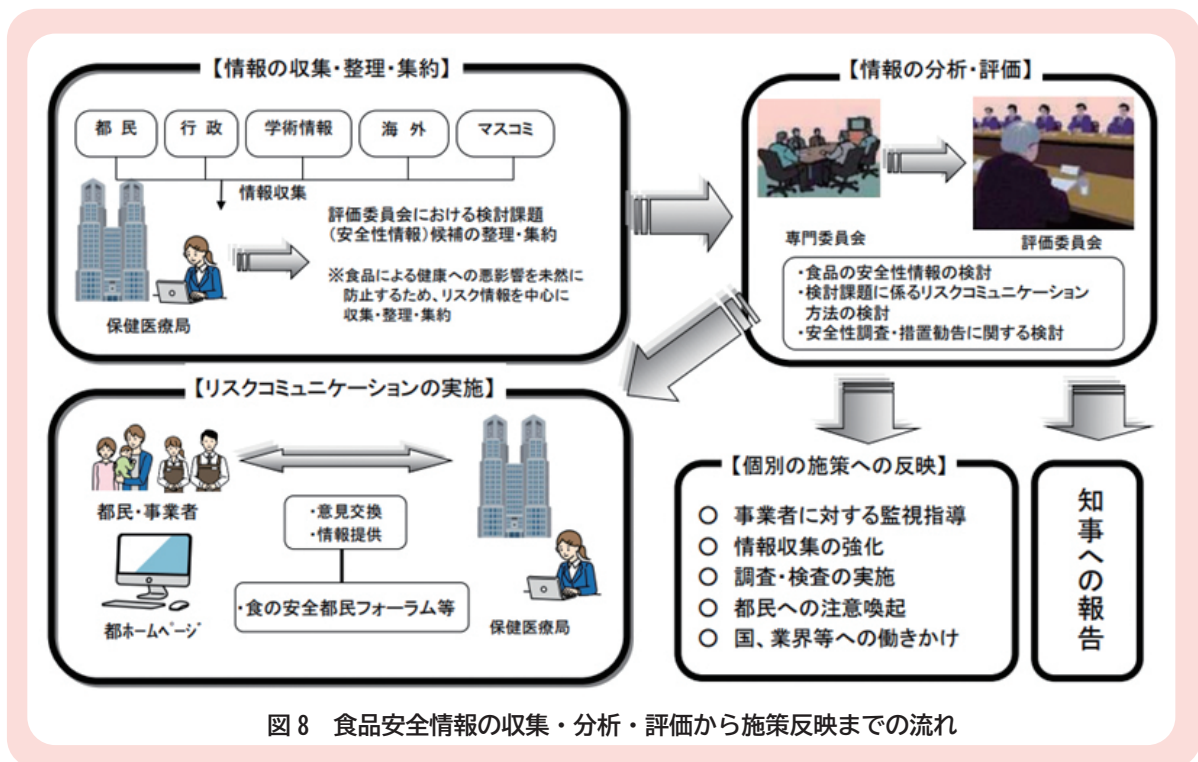


図8 食品安全情報の収集・分析・評価から施策反映までの流れ

海外情報など食品安全に関する情報の収集

- 海外の食品安全に関わる違反事例や健康被害事例など、海外の政府機関等が発信する情報や学術情報を収集・分析・整理し、重要度の高い情報を的確に把握します。

食品安全情報評価委員会による情報の分析・評価

- 学識経験者と都民で構成される食品安全情報評価委員会において、各種の調査で得られた情報や収集した海外情報、学術情報を分析し、その信頼性や都民に対する情報提供の必要性などを評価します。



食品安全情報評価委員会

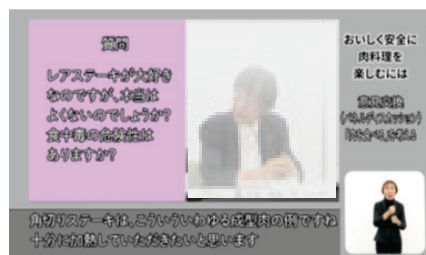
分析を踏まえた都民等への情報発信

- 食品安全情報評価委員会の評価に基づき、食品の安全に関する情報をホームページ、SNS、リーフレットや啓発動画の配信等によって、より分かりやすい内容で的確かつ効率的に発信していきます。

<食品安全評価委員会の検討を踏まえた情報発信>



ジビエや低温調理に関する講演



パネルディスカッション

食品安全対策に係る監視指導DXの推進

我が国では、平成30年12月に経済産業省が策定した「デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するためのガイドライン」を契機として様々な分野でDXが進んでいます。都においては、都政が直面する様々な課題を克服し、東京の目指す未来を切り拓いていくために、デジタルの力を最大限活用すべく、令和元年8月に「TOKYO Data Highway基本戦略⁶⁸」を策定し、取組を進めてきました。さらに、令和3年には東京デジタルファースト条例⁶⁹が施行され、「東京デジタルファースト推進計画⁷⁰」が策定されるなど、全庁的にDXが推し進められてきました。

このような状況を踏まえ、今後、効率的に食品の安全確保策を推進していくためには、生産から消費に至る各段階の監視指導において、デジタル技術を活用した体制を構築していきます。

顧客視点でデザインしよう

シンプルなサービスを心がけよう

誰ひとり取り残されないようにしよう

資源（データ）を最大限に活用しよう

安全安心なデジタル社会をつくらう

オール東京一丸となって取り組もう

都政の見える化をしよう

都民と共創しよう

つねに見直しチャレンジし続けよう

ともに学びつづけよう

政策って、デザインだ。

TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

#デジタル10か条

東京都デジタルサービスの開発・運用に係る行動指針「デジタル10か条」

⁶⁸ TOKYO Data Highway 基本戦略：75 ページ

⁶⁹ 東京デジタルファースト条例：75 ページ

⁷⁰ 東京デジタルファースト推進計画：75 ページ

タブレット端末を活用した監視指導

- 指導記録などの嚴重管理情報をクラウド上で管理し、現場からタブレット端末を通じた閲覧・記録を可能にするなど効率的な監視指導を実施します。



タブレット端末を活用

迅速な情報共有

- 緊急時において、異なる場所にいる関係者全員が同じ情報へ同時にアクセスし、それを基に健康被害発生の未然防止・拡大防止のための検討・判断を行うことができるよう、タブレット端末等を活用し、現場と職場の間で必要な情報を迅速かつ正確に共有できる環境を構築します。



現場からの情報共有

蓄積したデータや経験を活用した普及啓発・業務改善

- 監視指導等で蓄積したデータを詳細に分析し、その結果を踏まえて、リスク低減や安全確保に向けた効果的な普及啓発活動を実施します。
- 農業改良普及指導において、タブレット端末や指導記録システムを活用し、これまでの指導等で蓄積したデータに基づいた効果的な普及指導を実施します。
- 運用状況や課題等を踏まえながら、継続的に改良を重ね、更なる業務改善を実施します。



データに基づく栽培指導

輸入食品対策

食品流通のグローバル化の進展、消費者ニーズの多様化などを背景に、輸入食品の届出件数は増加傾向にあります。一方、輸入食品に対する都民の不安は依然として存在しており、令和6年度に実施した都政モニターアンケート⁷¹においては、食品の安全性をより確保するために都が取り組むべきこととして、輸入食品に対する監視指導や検査の充実を選択した割合が約4割を占めていました。

輸入食品の安全確保のための施策は、国による水際での対策が一義的であることは言うまでもありませんが、通関・都内流通後は、都が設置する専門監視班を中心として取り組むことが、安全確保のためには効率的・効果的です。都は、都内の輸入業、輸入食品の倉庫業などに対する重点的な監視指導を実施していきます。

また、監視指導の際には、国からの情報も含めた最新の海外情報等を踏まえ、適切な対応を取っていきます。

さらに、輸入食品の安全確保のためには、輸入事業者自らが行う自主的な衛生管理の推進を図ることも重要です。違反事例や関係法令に関する最新情報の提供を目的とした輸入事業者を対象とする講習会を開催するなど、輸入事業者の自主管理を支援する施策を継続的に実施していきます。

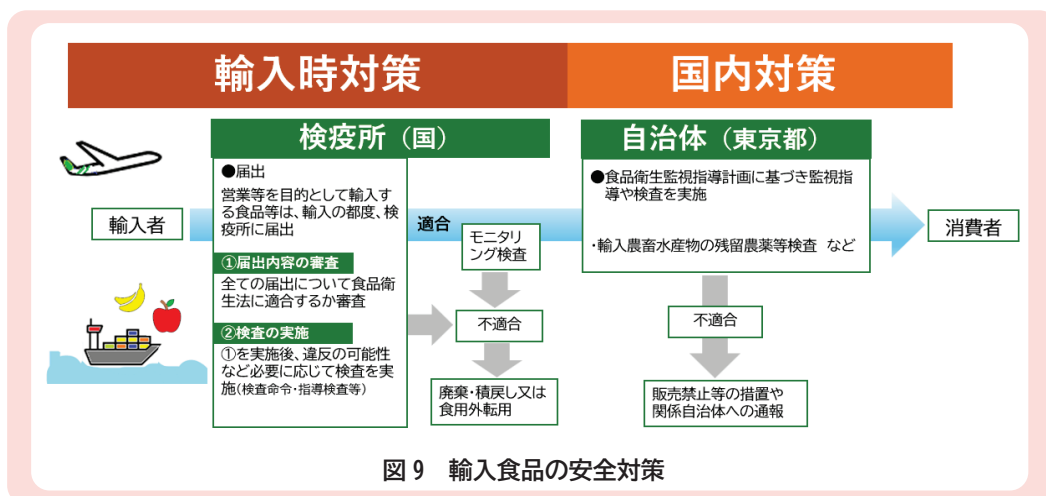


図9 輸入食品の安全対策

⁷¹ 都政モニターアンケート：77 ページ

輸入食品監視班による監視指導

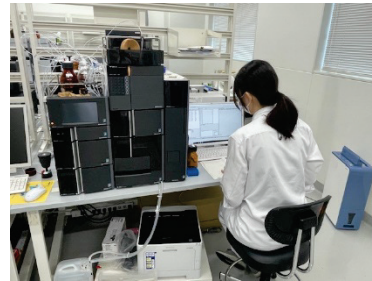
- 健康安全研究センターに設置している輸入食品監視班が、輸入事業者に対し、輸入届出書などの帳票類の管理や食品表示、保管状況等について、重点的に監視指導を行います。



輸入事業者に対する監視指導

輸入食品の検査

- 輸出国における生産、製造、加工状況や検疫所における違反事例の情報などに基づき適切な検査項目を設定し、残留農薬、食品添加物、カビ毒、遺伝子組換え食品、動物用医薬品などの検査を効果的に実施し、輸入食品の安全確保を図ります。



分析機器を用いた検査

輸入事業者講習会の開催

- 輸入事業者を対象に違反事例や関係法令に関する最新情報を提供し、事業者の自主的な衛生管理に対する意識の向上を図ります。

輸入事業者の自主管理の支援

- 自主管理に関する点検票を用いて、現地施設に対する衛生管理の確認や事故発生時の対応など、輸入事業者の管理体制を把握します。その結果を踏まえ、厚生労働省の「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」を活用して指導を行うなど、自主管理の取組を支援します。

「健康食品」対策の強化

都はこれまで、過去発生した健康食品を原因とする健康被害事例や表示・広告の問題を踏まえ、製造業者に対する監視指導、市販の健康食品を対象とした医薬品成分の検査及び表示・広告の確認、東京都医師会や東京都薬剤師会と連携した健康食品による健康被害が疑われる情報の収集・分析など、健康食品による健康被害の未然防止や拡大防止に向けた様々な取組を実施してきました。

令和6年、都内の大規模病院において紅麹を含む健康食品を喫食した消費者の腎障害事例が複数把握されたことを端緒に、当該健康食品を原因とした健康被害が全国的に発生していることが明らかとなりました。本事例では、製造工場内の青カビが紅麹の培養基へ意図せず混入し、腎障害を引き起こすプベール酸⁷²を産生したことが、健康被害発生の原因とされています。

都は、これまでの取組に加え、本事例で見られた課題を整理し、その対応策を講ずることで、健康食品による健康被害の未然防止や拡大防止に向けた取組をより一層推進していきます。

分類		健康食品				医薬品
		いわゆる健康食品	保健機能食品			
			機能性表示食品	栄養機能食品	特定保健用食品(トクホ)	
健康性の表示		表示できない	表示できる	表示できる	表示できる	
申請・届出	国		事業者の責任で機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的に表示する食品	特定の栄養成分の補給のために利用される食品	食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品	消費者庁長官への届出
	自治体	製造や販売に関して保健所への許可申請や届出が必要な場合がある				消費者庁長官の許可(食品の有効性や安全性について個別審査)

図10 健康食品の分類

⁷² プベール酸：80 ページ

医療機関と連携した健康被害情報の収集

- 東京都医師会や東京都薬剤師会と連携した健康被害情報の収集について、新たに大規模病院とも連携し、情報収集体制を拡充します。

検査・分析体制の確保

- 高精度測定機器を導入し、有害物質を効率的に探索できる検査手法を開発するなど健康食品中の有害物質を原因とする健康被害の発生に備えた検査・分析体制を確保します。



高精度測定機器による分析

健康食品に使用に関する普及啓発の実施

- 健康食品の使用を医師や薬剤師に伝えることを促す動画など「健康食品」の正しい使い方などに関する普及啓発を実施します。



啓発動画



リーフレット

市場流通品に対する監視指導

- 市場に流通する健康食品の医薬品成分検査や、培養または濃縮工程がある製品の検査、表示・広告の調査を実施します。

健康食品取扱事業者講習会の開催

- 健康食品を取扱う事業者を対象に、表示・広告及び販売方法等の適正化を図ることを目的とした講習会を開催します。

食品の適正表示の推進

食品表示は、その食品の品質や健康被害の防止に関する情報を都民に正しく提供するという重要な役割を果たしています。事業者が適切な食品表示を行うことによって都民へ正確な情報が伝わり、そのことで都民が食品に対する理解を深め、合理的な商品選択が可能となります。

一方、食品表示制度はこれまで頻繁に改正されており、令和5年以降、個別品目ごとの表示ルールの見直し、機能性表示食品⁷³の表示方法等の改正、特定原材料⁷⁴等の改正が行われています。

都は、このような食品表示制度の特性を踏まえ、消費者庁を始めとする関係機関や他自治体、関係各局と連携を図りながら、食品表示の相談や監視指導により、適正表示を推進していきます。

また、食品を取り扱う事業者が表示の重要性を認識し、関係法令の理解を深めて正しい表示に取り組めるよう支援していきます。

図 11 食品表示法における食品表示制度の概要

品質事項：原材料名、原料原産地名、内容量、原産地、原産国名、食品関連事業者等

衛生事項：名称、添加物、賞味・消費期限、保存方法、アレルギー、製造所等

保健事項：栄養成分表示、機能性表示食品等

●品質事項：品質の適正化を図るための表示事項
●衛生事項：健康の保護を図るための表示事項
●保健事項：健康の増進を図るための表示事項

国内で製造した焼菓子	
名称	焼菓子
原材料名	小麦粉(国内製造)、砂糖、マーガリン、チョコレートチップ(乳成分を含む)、卵、食塩
添加物	乳化剤、香料、カラメル色素、膨張剤
内容量	20枚
賞味期限	20××年12月23日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存
製造者	(株)〇〇食品 東京都〇〇市〇〇町1-2-3

輸入した清涼飲料水	
名称	清涼飲料水
原材料名	果糖ぶどう糖液糖、レモン果汁/ビタミンC、酸味料
内容量	500ml
賞味期限	20××年1月22日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
原産国名	アメリカ
輸入者	〇〇商事株式会社 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3

食品表示の例

⁷³ 機能性表示食品：66 ページ

⁷⁴ 特定原材料：77 ページ

関係機関との連携

- 不適正な食品表示に対する監視の強化を図るため、東京都食品表示監視協議会を通じて警視庁や農林水産省などと定期的な情報共有や意見交換を行い、連携体制を強化します。

相談対応や監視指導の実施

- 食品表示制度が頻繁に改正されていることを踏まえた相談対応や監視指導を実施します。
- 健康安全研究センターに設置している食品表示監視班により、国などからの不適正表示に関する通報に対して専門的な調査を実施し、適正表示の徹底を指導します。

DNA分析等による食品表示の科学的検証の実施

- 品種や産地など、外見では見分けることが困難な食品表示の適否について、DNA分析等の科学的な手法により検証し、効果的な調査や監視指導を行います。

適正表示推進者の育成

- 食品関連事業者を対象に「食品の適正表示推進者育成講習会」を開催し、食品表示に関する正しい知識を付与することにより、事業施設における適正な食品等の表示を推進する核となる人材を育成します。
- 受講者を「食品の適正表示推進者」として登録し、最新の法改正の内容など食品表示に関する知識を継続的に付与する講習会を実施することにより、事業者による適正表示を推進していきます。



適正表示推進者育成講習会

Priority Measures 09

食品安全に関する健康危機管理体制の確保

食品による広域的・大規模な健康被害の発生時には、関係各局が連携し、国や他自治体など関係機関との協力の下、健康被害の拡大防止及び再発防止を図っていきます。

広域的な健康被害発生時に、迅速かつ適切に関係機関と連携した危機管理対応を行うため、平常時から関係機関との協力体制を構築するとともに、有事を想定した危機管理訓練を実施し、実践的な危機管理対応力の維持向上を図っていきます。

広域連携協議会

- 広域的な食中毒事案への対応を行うため、地域ブロックごとに国が設置
- 国と関係自治体との間での情報共有等に基づき、広域的発生事案の効果的な原因調査、適切な情報発信等を実施

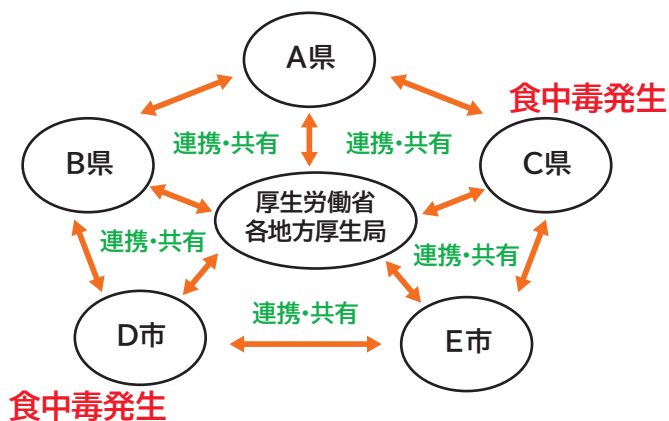


図 12 広域連携協議会による広域的な健康被害発生時の関係機関の連携

広域連携協議会等を活用した関係機関との連携体制の構築

- 食品による広域的・大規模な健康被害が発生した際に、迅速かつ的確に対応するため、国および関係自治体との緊急連絡網を整備し、速やかな情報伝達と、適切な初動対応のための体制を構築します。
- 広域連携協議会等において、関係自治体間での情報共有や意見交換を行い、広域散発食中毒疑い事案の早期探知および拡大防止を図るなど、国や他自治体との連絡・連携体制を強化するとともに、庁内関係各局で構成する食品安全対策推進調整会議等を通じて緊密に情報共有し、広域的な健康危機に対する総合的な対応力を確保します。

大規模食中毒等を想定した訓練の実施

- 東京都、特別区、保健所設置市の食品衛生監視員を対象に、大規模食中毒の発生を想定した実践的な訓練を実施します。初動対応から情報収集・分析、関係機関との連絡・調整など、一連の対応プロセスを組込んだ訓練により、緊急時における迅速かつ的確な判断力と対応能力を強化し、広域的な食中毒事案に対する実効性の高い危機管理体制を構築します。



大規模食中毒等を想定した訓練

Priority Measures 10

食品の安全に関する リスクコミュニケーションの推進

食品流通のグローバル化や食品の生産・加工技術の開発に伴い、食品に新たなリスクが顕在化することがあります。このようなリスクも含めた食品の安全確保について、都民、事業者及び行政が相互の取組を正しく理解し、協力し合うことは重要です。こうした関係を築いていくため、関係者が、それぞれの考え方や取組を情報交換し意見交流を行う、リスクコミュニケーションをより活発に行っていきます。

また、食品安全に関する新規性のあるテーマに限らず、食中毒等の身近なリスクや予防について正しく理解できるよう、ホームページや啓発資材、体験型セミナーなどを用いて、情報を受け止める対象者を考慮した、分かりやすい情報提供の充実を図っていきます。

リスクコミュニケーションの手法については、ライフステージ等を考慮して検討していきます。

リスクアナリシス（リスク分析）

食品中に含まれるハザードを摂取することによってヒトの健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合、その発生を防止し、またはそのリスクを低減するための考え方

リスク管理、リスク評価およびリスクコミュニケーションの3つの要素から成り、国際的にもこの考え方に基づく食品安全行政が進められている

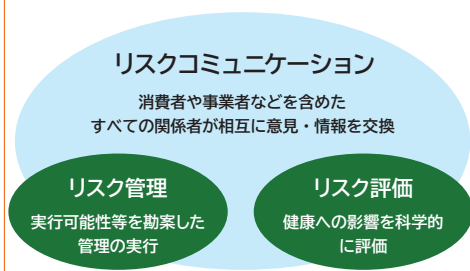


図13 リスクアナリシス（リスク分析）

リスクコミュニケーション

リスクやリスクに関連する要因などについて、都民、行政、メディア、事業者、専門家といった関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること

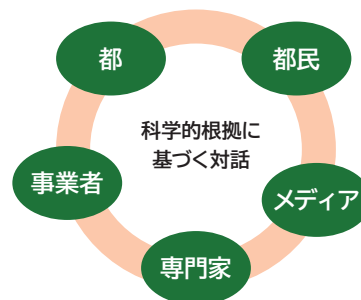


図14 リスクコミュニケーション

関係者の活発な意見交換

- 参加型のイベントやシンポジウムの開催など関係者が様々な機会を通じ、それぞれの考え方や取組について、情報や意見の交換を行います。



参加型イベント



都民講座（講義）

児童等対象に応じた体験型啓発の実施

- 児童や保護者を対象に、手洗い実習など、様々なテーマの体験型セミナー等を開催し、食の安全に関する科学的知識の普及を図ります。



こども調査隊

ライフステージを考慮した情報提供の充実

- 若年層向けWebコンテンツなどライフステージを考慮したホームページやSNS、各種啓発資材等による情報提供を充実することで、都民一人ひとりが、食品の安全について正確な理解のもとに考えることができるような環境づくりを進めます。



若年層向けホームページ「食中毒ずかん」



総合的な食物アレルギー対策の推進

食物アレルギーは、生命に危険を及ぼすことのあるアナフィラキシーショックを起こすことがあります。都は、食物アレルギーを持つ都民が安心して食品を選択できるようにするため、食品の製造段階において適正な表示がされるよう、適切に監視指導を実施していきます。また、飲食店におけるアレルゲン情報の適切な提供を支援するなど、アレルギーを持つ都民が安心して生活できる環境づくりを進めていきます。

食物アレルギーを持つ児童等の日常管理や食物アレルギー症状発生時の緊急時対応などについては、学校や保育所、幼稚園等への普及を、関係各局が連携して進めていきます。



食品の製造・調理段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導

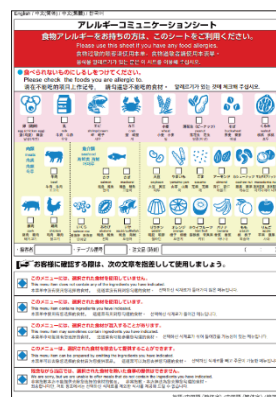
- 食品の製造や調理を行なう施設に対して、意図しないアレルギーの混入防止のための技術指導や、注意喚起表示を含む適正表示を行うための指導を行います。

飲食店等に対する利用者への食物アレルギーの情報提供の支援

- 飲食店等において、店舗と利用者との間で円滑に情報共有が図れるよう、アレルギー食材をピクトグラムで示した「アレルギーコミュニケーションシート」の活用を促進します。
- 飲食店を対象とした講習会を開催し、専門家による講義や先進的な事例紹介を行うほか、シートの活用方法を紹介するなど、食物アレルギーに関する様々な情報を提供します。



飲食店事業者向け
講習会オンライン講習会



アレルギーコミュニケーションシート

学校、保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患の相談等に係る人材の育成

- 食物アレルギーを持つ子供の日常生活の管理や、食物アレルギーの症状が起きた時の緊急時対応等について、学校、保育所、幼稚園等への関係者向けの研修や、関係各局が連携した基礎的な知識の普及などを行い、誰もが安心して生活できる環境づくりを進めます。



<緊急時対応研修>

Priority Measures 12

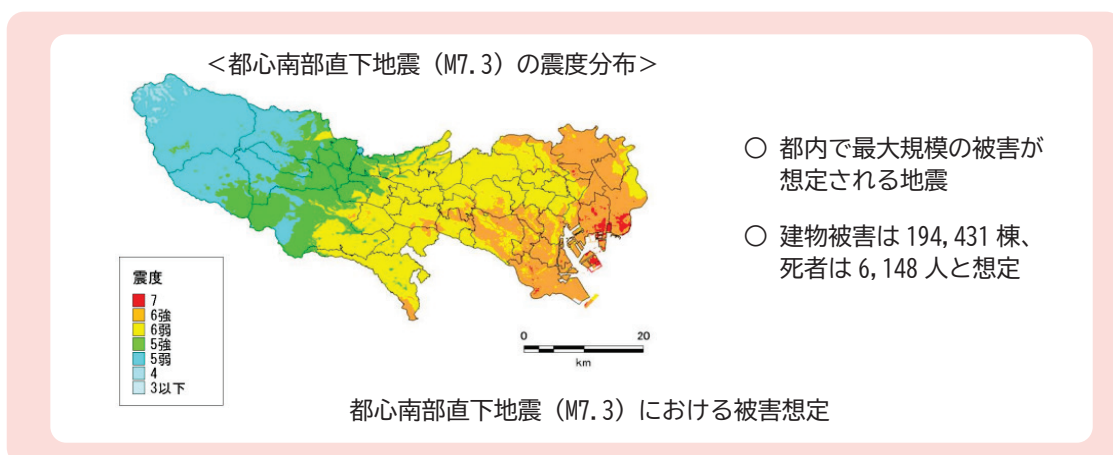
災害発生時の食品衛生対策に係る 人材の計画的な育成

政府地震調査研究推進本部は、首都直下地震で想定されるM7程度の地震の30年以内の発生確率を70%程度と予測しています。

また、東京都防災会議が令和4年5月にとりまとめた「首都直下地震などによる東京の被害想定」によると、M7程度の首都直下地震が発生した場合、最大で停電率9.1%、上水道断水率26.4%、下水道被害率4.0%、ガス供給停止率24.3%であり、復旧までに要する期間がそれぞれ約4日、約17日、約21日、約6週間となっています。

災害時の限られたライフライン環境において、食中毒の予防対策が重要なこととは言うまでもなく、食品衛生監視員には、その役割を果たすことが強く期待されます。しかしながら、そのような状況における食品衛生対策については、情報の蓄積が少なく、具体的な活動指針となるものはないため、災害発生時に迅速・適切に食品衛生監視員が食品衛生対策を実行できる具体的な対応マニュアル作成等、体制整備を進めていきます。

また、発災時において、対応マニュアルを活用して食品衛生対策を実行できる人材を育成します。



過去の事例を踏まえた災害発生時の食品衛生マニュアルの作成

- 過去に発生した災害時の停電や断水などのライフラインの状況や食品衛生対策の対応状況などの調査を実施します。その調査結果を分析・検討し、具体的な対策を整理することで、災害発生時の食品衛生対策が確実に実施できるよう、実践的なマニュアルを作成します。



<災害派遣対応>

作成した食品衛生マニュアルを活用した人材育成

- 発災時において、作成した食品衛生マニュアルを活用した食品衛生対策が実行されるよう、人材育成を実施します。具体的には、食品衛生監視員を対象として、停電や断水等の緊急事態において、マニュアルを踏まえて適切な助言等を行えるよう、必要な知識及び技能の習得を図るための研修を実施します。

第3章

推進計画に掲げる

施策の実施に向けた

考え方

第1節 施策の推進体制

第2節 施策の実施と計画の見直し

第1節 施策の推進体制

都として食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進するためには、関係各局の適切な連携を図っていくことが最も重要です。このため、平成15年に設置された食品安全対策推進調整会議の一層の活用を図り、全庁的な食品の安全・安心の向上を図るための取組を積極的に推進していきます。

また、都内に流通する食品の多くは海外や道府県で生産・製造されたものです。都は、国や他自治体との連携を強化し、都外の生産・製造の現場に関する情報等を積極的に収集して、都における生産から消費に至るまでの一貫した食品の安全確保対策に活用していきます。

さらに、食品安全条例に定める知事の附属機関である食品安全審議会からの意見や提言、食品安全情報評価委員会における情報の分析・評価を踏まえ、都民、事業者などの関係者の意見等を反映しながら、施策を推進していきます。

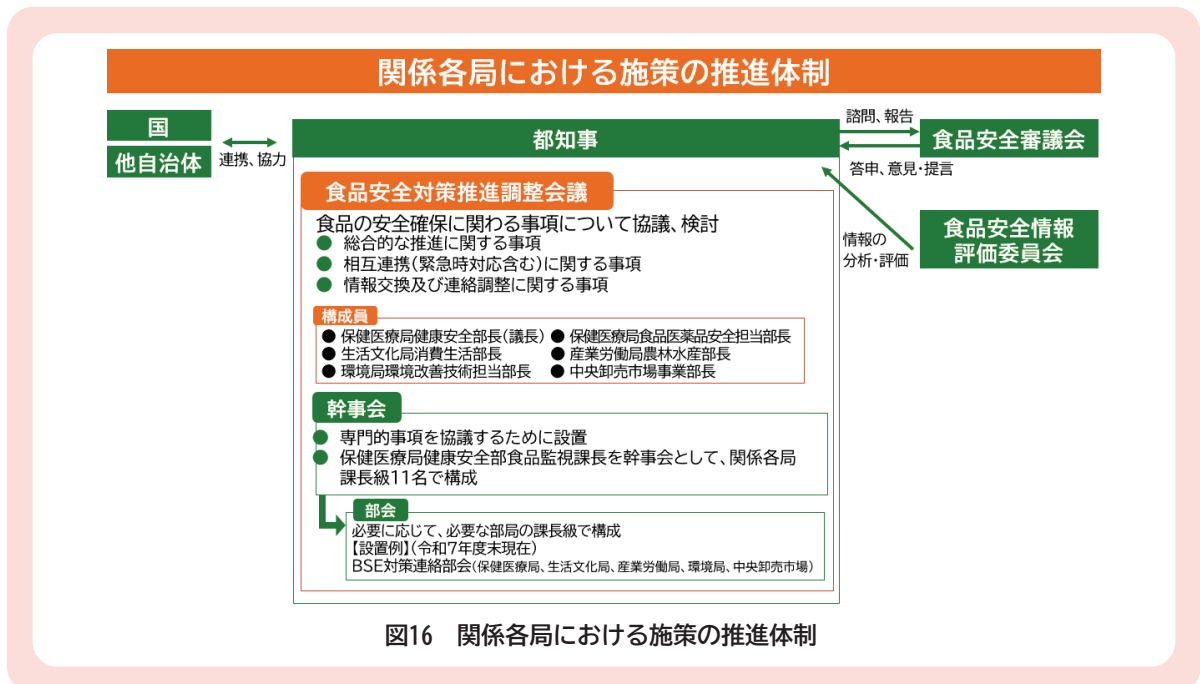


図16 関係各局における施策の推進体制

第2節 施策の実施と計画の見直し

都は、推進計画を着実に推進していくために、第2章に掲げた重点施策を中心に、その進捗状況等を、年度ごとに審議会に報告し、審議会から意見を聴くとともに、都民にも広く公表します。このことによって、計画の推進に関与する全ての人たちが進捗状況等について把握できるようにするとともに、適切な点検と進行管理を行っていきます。

食品の安全に関する問題は、推進計画の改定時点では十分に認識されていない新たなリスクが途中段階で顕在化したり、より高度な製造技術の進展やより迅速かつ微量な分析を可能とする検査法の開発など、科学技術の進歩や国内外の諸状況によって大きく変化します。

このため、このような変化や想定を超える大きな課題が発生した場合などには、計画の途中段階であっても、食品安全条例の規定に基づき、必要に応じて推進計画の見直しを検討します。

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を営む上で、最も重要な事項です。都は、本計画に基づき、全庁的な推進体制の充実を図り、食の安全を取り巻く状況を十分に考慮しながら、着実に施策を実施していくことで、食品安全条例の目的である現在及び将来の都民の健康保護に取り組んでまいります。

資料編

用語説明（50音順）

アナフィラキシーショック

食物、薬物、ハチ毒などの原因物質により、アレルギー症状が複数の臓器（皮膚、呼吸器、消化器など）に急激に現れる病態を「アナフィラキシー」という。更に血圧低下や意識障害などのショック症状を伴う場合は、「アナフィラキシーショック」といい、生命を脅かす危険な状態である。

アレルゲン

アレルギー反応を起こす原因となる物質。その多くがタンパク質で、食物（卵、牛乳、小麦など）、ダニの死骸やフン、カビ、昆虫、ハチ毒、動物の体毛やフケ、花粉、薬品、天然ゴムなどが挙げられる。

安全・品質管理者（SQM：Safety and Quality Manager）

中央卸売市場で取り扱われる食品の安全性の確保し、その信頼性を高めるとともに、衛生・環境水準の向上を図るため設置している。

安全・品質管理者は、食品危害発生時の連絡調整役として、都が連絡した食品に係る危害情報等に対して、当該品の有無の調査や販売の留保等の対応を行う。

牛海綿状脳症（BSE：Bovine Spongiform Encephalopathy）

異常プリオンが牛の脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状に変化することによって、異常行動や神経症状を示す牛の疾患

平成13年に我が国で初めてBSEの発生が確認された後、と畜場でと畜された全ての牛を対象にBSEスクリーニング検査を実施することとなった。平成29年2月にこれまでの国内対策を踏まえ、厚生労働省関係牛海綿状脳症特別措置法施行規則が改正され、同年4月1日より、健康牛のBSE検査は廃止された。24か月齢以上の牛のうち、と畜検査員が必要と判断した牛については、引き続きBSE検査が実施されている。

SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された国際目標。「持続可能な開発目標」と訳される。先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標と169のターゲットが設定されている。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し(=人間の安全保障の理念を反映)、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)が統合的に取り組むもの。

規格基準

食品や添加物には、食品衛生法第13条に基づき、その成分、純度などについて定めた「規格」と、製造、加工、使用、保存等の方法について定めた「基準」が規定されている。

例)「規格」：農産物中の残留農薬、牛乳中の細菌数 など

「基準」：添加物の使用基準、食肉の保存基準 など

規格基準に合わない食品等の製造・販売等は禁止されており、違反した場合は販売禁止などの行政処分の対象となる。

機能性表示食品

国の定めるルールに基づき、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要な事項を、販売前に消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示することができる制度

特定保健用食品(トクホ)と異なり、国の審査がないため、事業者は自らの責任において、科学的根拠を基に適正な表示を行う必要がある。

GAP (ギャップ)

「Good (良い) Agricultural (農業) を Practice (実践) する」の略で、一般的には、「農業生産工程管理」と呼ばれ、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための取組をいう。

QOS (Quality of service)

サービスの質。都では、特に行政サービスの質のことをいう。

広域連携協議会

広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、平成 30 年の食品衛生法改正に基づき、各地方厚生局ブロックに設置された協議会。国・関係自治体と情報共有し、効果的な原因調査、適切な情報発信等を実施

厚生労働科学研究

厚生労働省設置法第 4 条第 3 号「疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術の研究及び開発に関すること」に基づき実施されている研究。厚生労働省の行政分野に関わる課題について、産官学の連携によって行われている。

国際水準 GAP ガイドライン

令和 4 年 3 月、農林水産省が、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の 5 分野からなる国際水準を満たすため、我が国共通の取組基準として策定したガイドラインのこと。

子ども食堂

いわゆる「子ども食堂」と称して、地域のボランティアが子供たちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組。子どもに限らず、その他の地域住民も対象とする取組を含むもので、子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されている。

サルモネラ

鶏、豚、牛などの動物の腸管や河川、下水など自然界に広く分布している細菌。サルモネラに汚染された卵（加工品を含む）、食肉調理品（特に鶏肉）、うなぎやスッポン等を原材料として使用した場合に食中毒の原因となりやすい。潜伏時間は約 6 時間から 72 時間で、腹痛、下痢、発熱（38℃～40℃）が主症状となる。予防のためには、食肉や卵からの二次汚染の防止や食品の中心部までの十分な加熱などが重要である。

散発型集団発生食中毒

食中毒の原因となる病原体で汚染された食品が広範囲に流通し、患者が各地に分散して発生するタイプの食中毒。患者の時間的・地理的な集積が不明瞭なため、集団食中毒と確定するまでに時間がかかることが特徴である。

実態調査（食肉の生食等に関する実態調査）

令和 4 年に都が実施。食肉の生食等による食中毒の予防に関する啓発活動の参考に資するため、都民（消費者）の喫食実態及び都内飲食店における食肉の生食料理等の提供実態等を調査した。

首都直下地震等による東京の被害想定

東日本大震災を踏まえ策定した「首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年公表）」及び「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成 25 年公表）」を 10 年ぶりに見直し、報告書として被害想定をとりまとめた。

消費生活調査員

消費生活調査員として委嘱した都民に、商品・サービスに係る表示や量目の調査を依頼し、その報告結果を基に事業者指導などに活用する制度。

18 歳以上の都民から 300 名の調査員が委嘱されており、①食品表示法等に基づく生鮮食品（農産物・水産物・畜産物）や加工食品等の表示について、店舗における実態を調査（100 名）、②商品やサービスの広告等における表示の実態について、景品表示法に基づく調査（100 名）、③都が提供する計量器を用い、計量販売されている食料品の量目を調査する計量調査（100 名）が行われている。

食品安全対策推進調整会議

都における食品の安全確保に関する施策を総合的・計画的に推進するため、関係各局間の協議機関として平成15年6月に設置。保健医療局、生活文化局、産業労働局、環境局、中央卸売市場の5局の部長級職員で構成され、施策の推進に関する事項や各局の相互連携に関する事項、食品の安全確保に関する情報交換、連絡調整に関する事項などの協議を所掌している。

また、会議には、関係各局の課長級で構成する「幹事会」が置かれ、食品の安全確保に関する専門的事項の協議を行うとともに、必要に応じて部会を設置し、幅広く食品の安全に関する事項について協議している。

食品衛生監視員

食品衛生法に基づき、国、都道府県、保健所設置市及び特別区に配置するよう定められている職種。政令により、一定の資格が規定されている。

食品の製造業、販売業、飲食店営業などの施設に随時立ち入り、施設や食品の取扱い状況を監視し、設備の改善や食品の取扱いの指導を行う。また、食品等の検査や食中毒発生時の調査を行っている。

食品衛生自治指導員

一般社団法人東京都食品衛生協会が、会員施設における食品衛生の向上と自主的な衛生管理の確立のために創設した制度。現在約3,300名の食品衛生自治指導員が会員の中から選ばれている。

自治指導員は、会員施設を巡回し、衛生管理（整理・整頓・清掃の確認など）の指導、許可・届出などの指導、現場簡易検査の実施、食品衛生自主管理点検表の活用、食品衛生に関する普及啓発を行うとともに、食品衛生街頭相談や消費者懇談会への参加などを通じて食品衛生の向上のために活動している。

一般社団法人東京都食品衛生協会ホームページ「自治指導員活動」:

<https://www.toshoku.or.jp/eiseijigyo/shido-shido.html>

食品衛生推進員

事業者の自主的な活動を促進するため、平成7年5月、食品衛生法の改正の際に導入された制度。食品衛生法に基づき、都道府県、保健所設置市及び特別区は、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有するものの中から、食品衛生推進員を委嘱し、行政の施策に協力して、営業者等の相談、助言等の活動を行わせることができるとされている。

都では、現在120名の食品衛生推進員を委嘱している。食品衛生推進員は、都が主催する講習会を受講し、必要な知識や技術等の習得に努めるとともに、各保健所等における普及啓発活動への協力や事業者からの相談対応、地域の情報提供などの場において活動している。

また、保健所等毎に開催される食品衛生推進会議に参加し、食品衛生の向上等に関する提言を行うなど、地域における食品衛生の向上に関する活動を推進している。

食品衛生推進会議

飲食店営業者等の自主管理の推進及び都が行う食品の安全確保事業の推進を図るため、食品衛生推進員を構成員とし、保健所等单位で設置された会議

食品衛生責任者

食品関係営業施設において、営業者の指示に従い食品衛生上の管理運営に当たる者として、食品衛生法施行規則により、各施設に選任が義務付けられている。食品衛生責任者は、栄養士や調理師、知事等が適正と認めた講習会の受講者などの有資格者から事業者が選任する。

食品危害対策マニュアル

市場における食の安全・安心や安定供給機能を脅かす事態を事前に想定し、これらの事態発生の未然防止を図るとともに、万一発生した場合にもその被害を最小限に食い止めるため、組織的に対応する指針とするために作成されたマニュアル

食物アレルギー

原因となる食物を食べた後に、免疫学的に体に何らかの異常な症状が現れる病態で、多くは、食物に含まれるたんぱく質がアレルギー反応を引き起こす。症状は、皮膚のかゆみや湿しん、口や目の腫れなどが多く、腹痛や喘息のような症状がみられることもある。まれに、意識障害や血圧低下などのショック症状（アナフィラキシーショック）を起こすなど、命に関わることもある。

新型コロナウイルス感染症

重症急性呼吸器症候群コロナウイルス 2（SARS-CoV2）による感染症。2020年1月30日にWHOにより国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）が宣言され、2023年5月4日に解除された。我が国においては2023年5月8日に5類感染症に位置付けられた。

新東京都GAP認証

農林水産省の「国際GAPガイドライン」に準拠した、令和5年度から開始した都の新たなGAP認証制度

政府地震調査研究推進本部

行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、総理府に設置（現・文部科学省に設置）された政府の特別機関

全国市場食品衛生検査所協議会

全国の市場衛生検査所から構成され、卸売市場内の食品衛生の向上に資することを目的とした協議会

全国食品衛生主管課長連絡協議会

全国の自治体が連携し、食品衛生行政を円滑に執行することを目的とした協議会。都道府県、保健所設置市及び特別区の食品衛生主管課長から構成される。

全国食肉衛生検査所協議会

全国のと畜検査等行う食肉衛生検査所で構成され、各検査所が連携し食肉衛生の向上に資することを目的とした協議会

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーPCB をまとめてダイオキシン類と呼んでいる。ダイオキシン類は、通常は無色無臭の固体で、水に溶けにくく、脂肪などに溶けやすい性質を持っている。多量にばく露されると、発がんを促進する作用、甲状腺機能の低下、生殖器官の重量や精子形成の減少、免疫機能の低下を引き起こすことが動物実験で報告されている。また、ダイオキシン類の人体への取り込みについては、そのほとんどが食品由来とされている。

食べ残し持ち帰り促進ガイドライン

国において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させるという目標が設定された中、食品ロス半減目標の達成に向けて、食べ残し持ち帰りが業者及び消費者双方協力の下で促進されることを目的に消費者庁と厚生労働省が令和6年12月に策定

地域保健医療協議会

地域特性等を踏まえた総合的な保健医療を計画的に推進し、多摩・島しょ地域における保健衛生の向上と健康で安全な地域づくりを図るため、東京都の保健所が所管する二次保健医療圏ごとに設置されている協議会。各圏域の都保健所、市町村、関係機関・団体及び住民により構成され、圏域の保健、医療、福祉施策の推進に係る包括的な計画である「地域保健医療推進プラン」の策定や進行管理などを行っている。

知事の安全性調査・措置勧告制度

食品衛生法など現行の法制度で規格基準の定めがないなど、法的な対応がでない課題について、健康への悪影響を未然に防止する観点から、必要な場合には条例に基づき立入り等の調査を実施する制度。安全性調査の結果、健康への悪影響が懸念され、法的な対応が困難な場合には、事業者や事業者団体に対し、健康への悪影響の未然防止に必要な措置（製造方法の改善、表示等による都民への注意喚起等）をとるよう勧告するとともに、その内容を公表する。

腸管出血性大腸菌

動物や人の消化管に生息する大腸菌のうち、毒素を産生し、腹痛や血便などの出血性腸炎などを起こす病原性大腸菌。乳幼児や小児、基礎疾患を有する高齢者では腹痛や血便などの出血性腸炎のほか、溶血性尿毒症症候群（HUS）を併発し、意識障害に至るなど重症になることがある。血清型による分類では、0157 がほとんどであるが、この他に 026、0111、0128 及び 0145 などがある。食中毒の原因となる食品は、加熱不十分な牛肉や内臓肉、生野菜、浅漬けなどで、予防のためには、食肉は中心部まで十分に加熱、生野菜はよく洗浄し、調理器具の洗浄消毒などで食肉からの二次汚染を防止するなどが重要である。

DX (Digital Transformation)

デジタル技術を活用してビジネスモデルや業務プロセスを根本的に変革すること。

テイクアウト・デリバリー

飲食店等で調理された飲食物を自宅等に持ち帰ることをテイクアウトといい、飲食店等が客から注文を受け、配達員が飲食物を客の自宅やオフィスなどの場所まで届けることをデリバリーという。

東京都エコ農産物認証制度

環境保全型農業を推進するとともに、安全・安心な農産物の生産を確保して消費者に普及するため、化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を都が認証する制度のこと。

東京都飼養衛生管理指導等計画

家畜伝染病予防法に基づき、都道府県が地域の実情に応じて 3 年ごとに定める計画で、家畜の飼養衛生管理基準の遵守を指導・監督する基本的な方針や具体的な実施方法を定めたもの。

東京都消費生活総合センター

消費生活行政の第一線の事業所として、都民の主体的かつ合理的な消費生活を支援するため、消費生活相談、消費生活情報の提供、消費者学習の推進、消費者活動の支援・協働、相談に伴う商品テストなどの事業を実施している。

東京都消費生活条例に基づく「申出」

東京都消費生活条例第 8 条に基づく制度。都民は、同条例に違反する事業活動等により、消費者の権利が侵されている疑いがあるとき、知事にその旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

※東京都消費生活条例

都民の消費生活に関して東京都が実施する施策について必要な事項を定め、都民の自主的な努力と相まって消費者の権利を確立し、「都民の消費生活の安定と向上を図る」ことを目的とした条例

東京都食育推進計画

食育基本法に定める都道府県食育推進計画で、国が策定した食育推進基本計画の内容を踏まえ、都における食育を着実に推進していくための基本的な考え方と具体的な施策を示すもの。

東京都食品安全情報評価委員会

都において、食品等の安全を確保するため、各種情報の収集、分析及び評価等を行い、食品の安全対策を総合的に推進していくことを目的として、平成 15 年度に設置された機関 平成 16 年 3 月 31 日の食品安全条例の制定により、同条例に基づく知事の附属機関となった。微生物や理化学など食品安全に関する学識経験者を中心に、公募された 都民代表を含む 20 名以内の委員で構成される。

東京都食品安全条例

食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことを目的とした条例

東京という大都市の地域特性を踏まえ、食品の安全確保に向けた方向性をはじめ、関係者が果たすべき責務や役割を明らかにするとともに、国の制度を補完する仕組みを定めている。

東京都食品安全審議会

食品安全条例に基づき、都における食品の安全確保に関する施策について調査審議するために設置される知事の附属機関。審議会は、都民代表（公募を含む。）、生産・流通・輸入・販売に係る事業者代表、食品の安全に関する学識経験者から知事が任命する 25 名以内の委員で構成される。

TOKYO Data Highway 基本戦略

世界最速のモバイルインターネット網の建設に着手し、5G ネットワークを早期に構築するための道しるべとするための戦略

東京デジタルファースト条例

都における行政手続のデジタル化を徹底するべく、これまでの「オンライン通則条例」を抜本的に改正する「東京デジタルファースト条例」（令和 2 年 10 月成立、令和 3 年 4 月 1 日施行）を制定。書面で行うことを前提としてきた都の行政手続を大きく転換させ、いつでもどこでもデジタルで手続きを完結できる環境を整えることを目的としている。

東京デジタルファースト推進計画

東京デジタルファースト条例に基づき策定しているデジタルを活用した行政の推進に必要な施策等を示す計画

東京都農薬管理指導士

農薬の使用に関する安全性の確保を図る観点から、都の認定を受けた上で、農薬の適正な使用の助言あるいは指導を行う者

東京都農林総合研究センター

農林業分野を担う公的試験研究機関として、行政・普及機関等と密接に連携しつつ、近年の社会環境の変化と都民の幅広いニーズに対応した試験研究・技術支援を実施している。

東京都防災会議

災害対策基本法第14条及び東京都防災会議条例に基づき設置される知事の附属機関。知事を会長とし、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、都及び区市町村等の職員もしくは代表で構成されており、東京都地域防災計画の作成、修正及びその実施の推進等を所掌している。

東京都立産業技術研究センター

産業技術に関する試験、研究、普及及び技術支援等を行なうことにより都内中小企業の振興を図り、都民生活の向上に寄与することを目的として、設置された公設試験研究機関

トータルダイエツトスタディ

人が通常の食生活において、特定の化学物質をどの程度摂取しているかを推定する方法。都では、「マーケットバスケット方式(※)」によるトータルダイエツトスタディを用い、食事由来の化学物質等摂取量推計調査(対象物質:ダイオキシン類、残留農薬、PCB、水銀、カドミウム、鉛、放射性物質等)を実施している。

※ マーケットバスケット方式

広範囲の食品を小売店等で購入し、必要に応じて摂食する状態に加工・調理した後、分析し、食品群(米・米加工品、緑黄色野菜、魚介類、肉・卵類等)ごとの化学物質の平均含有濃度を算出する。これに、特定の集団(例えば全ての日本人)におけるこの食品群の平均的な消費量を乗じることにより、食品群ごとにこの化学物質の平均的な摂取量を推定する。この結果を全食品群について足し合わせることにより、この集団の化学物質の平均的な摂取量を推定する。

都区協議及び都市協議に基づく連携協力体制

食品衛生法に基づく食品や事業施設の監視指導については、都は多摩地区（八王子市及び町田市を除く。）及び島しょ地域を担当し、区部は各特別区が、八王子市及び町田市は各市が、それぞれの区域を担当することとなっている。

一方、食品流通の広域化が進む中で、都、特別区、八王子市及び町田市が個々に担当地域を監視するだけでは、事故等の未然防止・拡大防止が適切に図れないおそれがある。

このため、都と特別区、八王子市及び町田市が協力し、広域に流通する食品等の効率的な監視指導を実施するため、都区協議及び都市協議に基づき「広域監視実施要綱」を定め、都内全域における広域的な監視指導に係る役割分担を定めている。

具体的には、大規模製造業、輸入業、倉庫業などの広域流通食品を取り扱う施設については、特別区、八王子市及び町田市内であっても都が監視指導を実施するなど、都区市一体となった取組を進めており、その役割分担の詳細を「事務処理基準」で定めている。

特定原材料

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いものとして表示が義務付けられたもの。

（対象品目）えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）

※令和7年12月末時点

都政モニターアンケート

都政の課題に関する意見・要望等を把握するため、都民を対象に、実施するアンケート調査。性別・年代・居住地域等を考慮し、都民500名をモニターとして、年間6回程度、各課題に関するアンケート調査を実施している。

と畜検査員

獣畜（牛、豚、馬、めん羊及び山羊）を食用に供する際に、食肉としての安全性を確認するため、と畜場法に基づき都道府県等が実施する検査を行う職員。獣医師であると畜検査員が、処理される全ての獣畜について、一頭ごとに検査することが義務付けられており、疾病、異常等があった場合に、廃棄等の措置がとられる。

農薬販売所

農薬を販売する場所。農薬取締法により、農薬を販売するには、その販売所ごとに販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることが義務付けられている。

HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)

食品の衛生管理システムの一つ。「危害要因分析重要管理点」ともいう。1960年代にアメリカで宇宙食の安全性を高度に保証するために考案された製造工程管理システムで、頭文字が略語として HACCP と呼ばれている。HACCP は、原材料の受入れから最終製品までの食品の製造・加工の工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の危害要因をあらかじめ分析（HA：Hazard Analysis：危害要因分析）してリストアップし、危害の防止につながる特に重要な工程（CCP Critical Control Point：重要管理点）を継続的に監視・記録するシステム。問題のある製品の生産や出荷を未然に防止し、最終製品の安全性の向上を図ることが可能となる。HACCP システムによる衛生管理を実施するためには、前提として「衛生標準作業手順」（SSOP：Sanitation Standard Operating Procedures）の策定と実施等、一般的衛生管理が適切に実施される必要がある。

PCB (Poly Chlorinated Biphenyl)

ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。物理的・化学的に安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体など様々な用途で利用されてきたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。慢性的に摂取した場合、体内に徐々に蓄積し、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節の腫れなど様々な症状を引き起こすことが報告されている。そのなかでも、コプラナーPCBの毒性は極めて強く、ダイオキシン類と総称されるものの一つとされている。

PDCA サイクル

「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）」の一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務などの改善や効率化を図る考え方

品質・衛生管理マニュアル

市場の卸売業者・仲卸業者による品質・衛生管理が着実に行われるよう作成されたマニュアル。当該マニュアルを活用し、HACCP に沿った衛生管理の取組支援を実施

フードテック

生産から加工、流通、消費等へとつながる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデルのこと。

普及指導員

国家資格である普及指導員資格をもった都道府県の職員のこと。専門事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行うとともに、巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催その他の手段により、直接農業者に接して、技術及び知識の普及指導を行う。

豚熱（ぶたねつ）

豚熱(CSF)ウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病で、強い感染力と高い致死率が特徴。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大する。治療法は無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定されている。なお、アフリカ豚熱（ASF）とは、別の病気である。豚熱は、人に感染することはない。仮に感染した豚の肉を食べても人体に影響はない。また、生産段階の飼養衛生管理及びワクチン接種並びに、と畜場でのと畜検査の実施により、感染し発症している豚の肉は、市場に出回ることはない。

プベルル酸

青カビから産生される天然化合物。腎障害を引き起こすことが、動物実験（ラット）で確認された。

紅麹を含む健康食品による全国的な健康被害

令和 6 年に全国的に健康被害が発生した事例。厚生労働省の原因究明において、製造工場内の青カビが培養段階で混入したこと、コメ培地を栄養源としてプベルル酸が産生されたこと、プベルル酸で腎障害の発生することが判明。

製造所を所管する大阪市は、一部の製品ロットからプベルル酸が検出されたこと、製品を摂取し尿細管障害の患者を診察した医師から食中毒患者の届出があったことから、本事例を食中毒と断定した。

保菌者検索事業

感染力が強く、少量で感染する腸管出血性大腸菌やサルモネラなどによる食中毒の未然防止と感染源の究明等を目的に実施。飲食店や給食施設等の食品取扱従事者を中心に検便を行ったり、腸管出血性大腸菌やサルモネラの感染傾向等の把握や散発発生患者から分離された菌株の遺伝子解析等の疫学的性状検査等を行っている。

無症状病原体保有者

検便により食中毒の病因物質、例えば腸管出血性大腸菌、サルモネラ、ノロウイルスなどを保有していることが確認されているが、病因物質による症状を呈していない者。細菌の場合は、健康保菌者ともいう。

輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）

平成 20 年に発生した輸入冷凍餃子による薬物中毒事件を受け、輸入加工食品の安全確保策の一つとして、厚生労働省が取りまとめた指針（平成 20 年 6 月 5 日付食安発第 0605001 号）。輸入事業者自らが行うべき輸出国段階での管理強化を目的としている。加工食品の輸入事業者を対象に、輸入食品の原材料、製造・加工、保管及び輸送の各段階での確認事項を示し、文書による確認、現地調査、試験検査の実施等による確認を行うことを求めている。

リスク

食品中にハザード（健康に悪影響をもたらす可能性のある物質等）が存在する結果として生じる悪影響の確率とその程度

リスクコミュニケーション

リスクやリスクに関連する要因などについて、都民、行政、メディア、事業者、専門家といった関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること。リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、その過程で関係者間の相互理解を深め、信頼を構築し、リスク管理（リスクに対する安全確保の対策等）を有効に機能させることができる。

東京都食品安全条例

平成一六年三月三十一日

条例第六七号

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 食品の安全の確保に関する基本的な施策(第七条—第二十条)
- 第三章 健康への悪影響の未然の防止(第二十一条—第二十五条)
- 第四章 東京都食品安全審議会及び東京都食品安全情報評価委員会(第二十六条・第二十七条)
- 第五章 雑則(第二十八条・第二十九条)
- 第六章 罰則(第三十条・第三十一条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、食品の安全の確保に関し、基本理念を定め、並びに東京都(以下「都」という。)及び事業者の責務並びに都民の役割を明らかにするとともに、食品の安全の確保に関する基本的な施策及び健康への悪影響の未然の防止のための具体的な方策を推進することにより、食品の安全を確保し、もって現在及び将来の都民の健康の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「食品」とは、全ての飲食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。)をいう。

2 この条例において「食品等」とは、食品並びに添加物(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第二項に規定する添加物をいう。)、器具(同条第四項に規定する器具をいう。)、容器包装(同条第五項に規定する容器包装をいう。)及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物(以下単に「農林水産物」という。)をいう。

3 この条例において「生産」とは、農林水産物を生産し、又は採取することをいう。

4 この条例(前項を除く。)において「採取」とは、農林水産物以外の食品等を採取することをいう。

5 この条例において「生産資材」とは、農林漁業において使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他の食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある資材をいう。

6 この条例において「事業者」とは、食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、又は販売することを営む者、学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する者及び生産資材を製造し、輸入し、又は販売することを営む者をいう。

(基本理念)

第三条 食品の安全の確保は、事業者が、自ら取り扱う食品等の安全の確保又は自ら取り扱う生産資材

が食品の安全性に及ぼす影響への配慮について第一義的責任を有していることを認識し、その責務を確実に遂行することを基礎として推進されなければならない。

- 2 食品の安全の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、健康への悪影響を未然に防止する観点から、最新の科学的知見に基づき、適切に行われなければならない。
- 3 食品の安全の確保は、都、都民及び事業者が食品の安全の確保に関する情報及び意見の交流を通じて、それぞれの取組について相互に理解し、協力することにより行われなければならない。

(都の責務)

第四条 都は、前条に定める食品の安全の確保についての基本理念にのっとり、第二章に定めるところにより食品の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、自主的な衛生管理を推進する責務を有する。

- 2 事業者は、自らが取り扱う食品等又は生産資材の特性に応じた食品の安全の確保に係る知識の習得に努めなければならない。
- 3 事業者は、自らが取り扱う食品等による健康への悪影響又は生産資材が食品等に用いられることによる健康への悪影響が発生し、又はそのおそれがある場合には、当該悪影響の発生又は拡大の防止に必要な措置を的確かつ迅速に講ずる責務を有する。
- 4 事業者は、自らが取り扱う食品等又は生産資材に関連し、食品の安全の確保に関する情報の正確かつ適切な提供及び公開並びに積極的な説明に努めなければならない。
- 5 事業者は、第三項に規定する措置及び前項に規定する情報の提供等に資するため、食品等の生産、製造、仕入れ、販売等に係る必要な情報又は生産資材の製造、輸入、販売等に係る必要な情報の記録及びその保管に努めなければならない。
- 6 事業者は、食品等への表示を行うに当たっては、正確かつ分かりやすい表示に努めなければならない。
- 7 事業者は、前各項に定めるもののほか、都が実施する食品の安全の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(都民の役割)

第六条 都民は、食品の安全の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全の確保に積極的な役割を果たすものとする。

- 2 都民は、食品の安全の確保に関する知識と理解を深め、食品の選択に際し自ら合理的に行動できるよう努めるものとする。
- 3 都民は、食品の安全の確保に関する都の施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 食品の安全の確保に関する基本的な施策

(食品安全推進計画)

第七条 知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都食品安全推進計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食品の安全の確保に関する施策の方向
 - 二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する重要事項
- 3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ第二十六条第一項に規定する東京都食品安全審議会の意見を聴かななければならない。
 - 5 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
 - 6 前三項の規定は、推進計画の変更について準用する。
 - 7 知事は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(調査研究の推進)

第八条 都は、食品の安全の確保に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究を行うとともに、食品等の生産、製造、試験及び検査に関する研究及び技術開発を推進し、並びにそれらの成果の普及を図るものとする。

(情報の収集、整理、分析及び評価の推進)

- 第九条 都は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、食品等の安全性に関する情報について収集及び整理を行うとともに、最新の科学的知見に基づく分析及び評価を行うものとする。
- 2 都は、前項の分析及び評価の結果を、食品の安全を確保するための施策に的確に反映させるものとする。

(食品等の生産から販売に至る監視、指導等)

- 第十条 都は、農林水産物の生産の行程での生産資材の適正な使用を図るため、農林水産物の生産に係る事業者その他の関係者への指導及び当該事業者の事業に係る施設又は場所に対する監視、生産資材の安全を確保するための検査その他の法令に基づく必要な措置を講ずるものとする。
- 2 都は、食品等の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬及び販売の各行程において、食品の安全の確保を効果的に推進するため、流通の実態を踏まえ、食品等の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬又は販売に係る事業者その他の関係者への指導及び当該事業者の事業に係る施設に対する監視、食品等の試験又は検査その他の法令又は他の条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。

(指導、監視等の体制の整備)

第十一条 都は、食品の流通形態の大規模化及び広域化に対応して食品の安全の確保を図るため、特別区及び保健所を設置する市と連携して、前条第二項に規定する指導、監視等を都の区域内全域で広域的かつ機動的に実施するための体制を整備するものとする。

(食品表示の適正化の推進)

第十二条 都は、食品等の表示について法令の適正な運用を図るとともに、都民に食品等に関する情報を正確に伝達するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による自主的な衛生管理の推進)

第十三条 都は、事業者による自主的な衛生管理の推進が食品の安全の確保において基本的な事項であるとの認識に基づき、事業者がその継続的かつ確実な実施に向けて行う自発的な取組を促進するよう、必要な措置を講ずるものとする。

(生産から販売に至る各行程における情報の記録等)

第十四条 都は、都民への食品の安全の確保に関する情報の的確な提供及び食品による健康への悪影響が発生した場合の原因究明に資するため、食品等の生産から販売に至る各行程における適切な情報の記録及びその保管並びに伝達について事業者による積極的な取組が促進されるよう、技術的な情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者への技術的支援)

第十五条 都は、前二条に定めるもののほか、食品の安全の確保に関する事業者の取組が適切に行われるよう、関係法令に関する情報その他の食品の安全を確保するための情報の提供その他の必要な技術的支援を講ずるものとする。

(情報の共有化、意見の交流等の推進)

第十六条 都は、都民及び事業者の食品の安全の確保に関する理解並びに都、都民及び事業者の食品の安全の確保に向けた取組の連携及び協力に資するため、食品の安全の確保に関する情報の共有化並びに情報及び意見の相互交流の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進)

第十七条 都は、都民及び事業者が、食品及び食生活の安全の確保に関する正確な知識に基づき、食品の安全の確保に関する取組を的確かつ合理的に行えるよう、教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による情報公開の促進)

第十八条 都は、事業者が保有している食品の安全の確保に関する情報に関して、事業者による積極的な公開又は提供が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(都民及び事業者の意見の反映)

第十九条 都は、第七条第三項に定めるもののほか、食品の安全の確保に関する施策に、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(特別区、市町村、国等との連携等)

第二十条 都は、食品の安全の確保に関する施策の推進に当たって、特別区及び市町村との連携を図るとともに、必要に応じて、国又は他の地方公共団体と協力を図るものとする。

2 都は、食品の安全の確保を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を執るよう求めるものとする。

第三章 健康への悪影響の未然の防止

(知事の安全性調査)

第二十一条 知事は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、当該悪影響の起こり得る蓋然性及びその重大性の観点から必要と認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、食品等に含まれることにより健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因について、必要な調査を行うことができる。

2 知事は、前項に規定する調査の実施に必要な限度において、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者から報告を求め、その職員をしてそれらのものの事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所に立ち入って、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を調査させ、

又は試験若しくは検査を行うため必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めることができる。

- 3 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 知事は、食品の安全の確保を図るために必要があると認めるときは、第一項に規定する調査の経過及び結果を明らかにするものとする。
- 5 知事は、第一項に規定する調査の実施に当たっては、あらかじめ第二十七条第一項に規定する東京都食品安全情報評価委員会(以下この条及び次条において「情報評価委員会」という。)の意見を聴くものとする。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- 6 前項ただし書の場合においては、知事は、第一項に規定する調査を行った後相当の期間内に、その旨を情報評価委員会に報告し、その意見を聴くものとする。
- 7 前二項に定めるもののほか、知事は、第一項に規定する調査に関し必要があると認めるときは、情報評価委員会の意見を聴くことができる。
- 8 都は、第二項の規定により事業者から物件を提出させたときは、正当な補償を行うものとする。
- 9 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置勧告)

第二十二條 知事は、前条第一項に規定する調査の結果、食品による健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者に対し、健康への悪影響の防止に必要な措置を執るべきことを勧告するとともに、その旨を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くものとする。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合においては、知事は、第一項の規定による勧告を行った後相当の期間内に、その旨を情報評価委員会に報告し、その意見を聴くものとする。
- 4 知事は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者に対し、あらかじめ当該勧告に係る事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

第二十三條及び第二十四條 削除

(緊急時の対応)

第二十五條 都は、食品による重大な健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合に、迅速かつ適切に対処するための緊急体制の確立その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四章 東京都食品安全審議会及び東京都食品安全情報評価委員会

(東京都食品安全審議会)

第二十六條 都における食品の安全の確保に関する施策について、知事の諮問に応じて調査審議するため、知事の附属機関として、東京都食品安全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - 一 食品安全推進計画に関すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、都民、事業者及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する二十五名以内の委員で組織する。
- 5 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 特別の事項又は専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 委員及び臨時委員は、非常勤とする。
- 8 審議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、都民、事業者その他の関係者から意見又は説明を聴くことができる。
- 9 第四項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則（以下「規則」という。）で定める。

（東京都食品安全情報評価委員会）

第二十七条 食品等の安全性に関する情報について調査を行い、その結果を知事に報告するため、知事の附属機関として、東京都食品安全情報評価委員会（以下「情報評価委員会」という。）を置く。

- 2 情報評価委員会は、次に掲げる事項を調査し、知事に報告する。
 - 一 食品等の安全性に関する情報の分析及び評価に関すること。
 - 二 第二十一条第一項に規定する調査及び第二十二条第一項の規定による勧告に係る食品等の安全性に関すること。
 - 三 前二号に掲げる事項について調査を行った結果に係る都、都民及び事業者の相互間の情報の共有化及び意見の交流の方法に関すること。
- 3 情報評価委員会は、都民及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する二十名以内の委員で組織する。
- 4 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 専門の事項を調査するため必要があるときは、情報評価委員会に専門委員を置くことができる。
- 6 委員及び専門委員は、非常勤とする。
- 7 情報評価委員会は、所掌事項に係る調査を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者から意見又は説明を聴くことができる。
- 8 第三項から前項までに定めるもののほか、情報評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

（環境への配慮）

第二十八条 都、都民及び事業者は、食品の安全の確保に関する取組を推進するに当たっては、当該取組が環境に及ぼす影響について配慮しなければならない。

（委任）

第二十九条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

(罰則)

第三十条 第二十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査若しくは物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二十一条、第二十二条、第三十条及び第三十一条の規定は同年五月一日から、第二十三条及び第二十四条の規定は公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(東京都食品衛生調査会条例の廃止)

2 東京都食品衛生調査会条例(昭和二十八年東京都条例第四十四号)は、廃止する。

附 則 (平成二六年条例第一二四号)

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附 則 (平成二七年条例第八八号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年条例第六九号)

(施行期日)

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の東京都食品安全条例(以下「旧条例」という。)第二十三条第一項の規定に基づき知事に報告があった場合については、旧条例第二十四条の規定は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。

東京都食品安全審議会規則

平成一六年三月三十一日

規則第七八号

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都食品安全条例(平成十六年東京都条例第六十七号。以下「条例」という。)第二十六条第九項の規定に基づき、東京都食品安全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時委員)

第二条 条例第二十六条第六項に規定する臨時委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第四条 審議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第五条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第六条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会は、会長が招集する。

5 部会長は、部会の事務を総理し、審議の経過及び結果を審議会に報告する。

6 部会の議事の定足数及び表決数については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、保健医療局において処理する。

(令五規則五〇・一部改正)

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年規則第五〇号) 抄

1 この規則は、令和五年七月一日から施行する。

登録番号 (7)183

東京都食品安全推進計画 令和8年度～令和12年度

令和8年3月発行

編集・発行 東京都保健医療局健康安全部食品監視課

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5320)4406 ダイヤルイン

ホームページ「食品衛生の窓」

<https://www.hokeniryol.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/>

印刷所 前田印刷株式会社

所在地 東京都新宿区水道町2-13

電話 03(3269)6690

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。

東京都
食品安全
推進計画

令和8年度—令和12年度